

# III

## 景観づくりの基本事項

第5章 景観計画の区域  
(法第8条第2項第1号関係)

第6章 良好な景観の形成  
に関する方針  
(法第8条第3項関係)

第7章 良好な景観の形成  
のための行為の  
制限に関する事項  
(法第8条第2項第2号関係)

第8章 景観重要建造物及  
び景観重要樹木の  
指定の方針  
(法第8条第2項第3号関係)

第9章 屋外広告物の表示  
及び屋外広告物を  
掲出する物件の設  
置に関する行為の  
制限に関する事項  
(法第8条第2項第4号関係)

第10章 景観重要公共施設  
の整備に関する事項  
(法第8条第2項第4号関係)

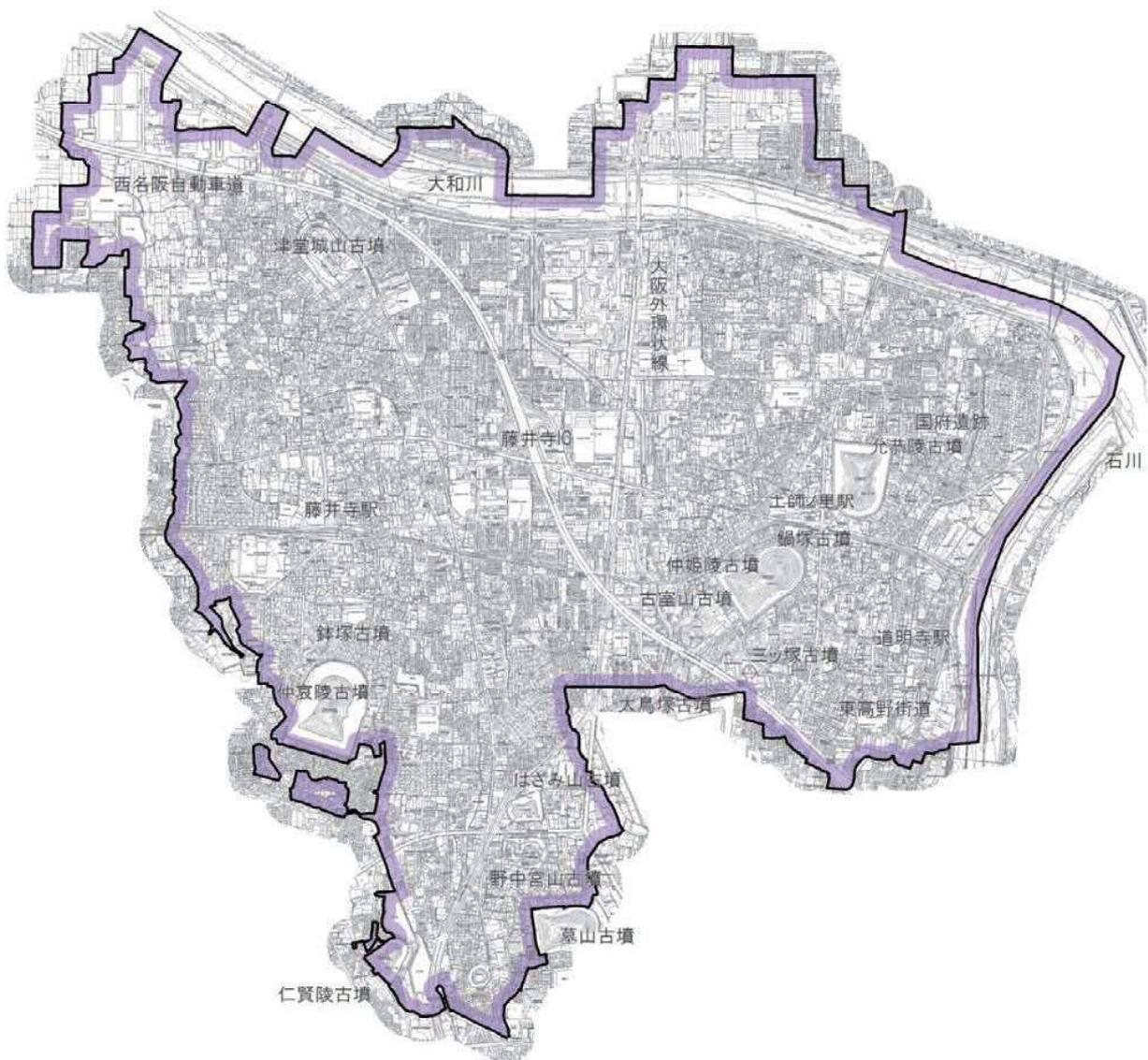
## 第5章

# 景観計画の区域(法第8条第2項第1号関係)

## 1 景観計画の区域

本市の景観特性を活かしながら、魅力と個性ある景観づくりを進めるとともに、身近なまちなみ景観を守り育て、次世代へと継承していくため、藤井寺市全域(889ha)を景観計画の区域(以下、「景観計画区域」という。)とします。

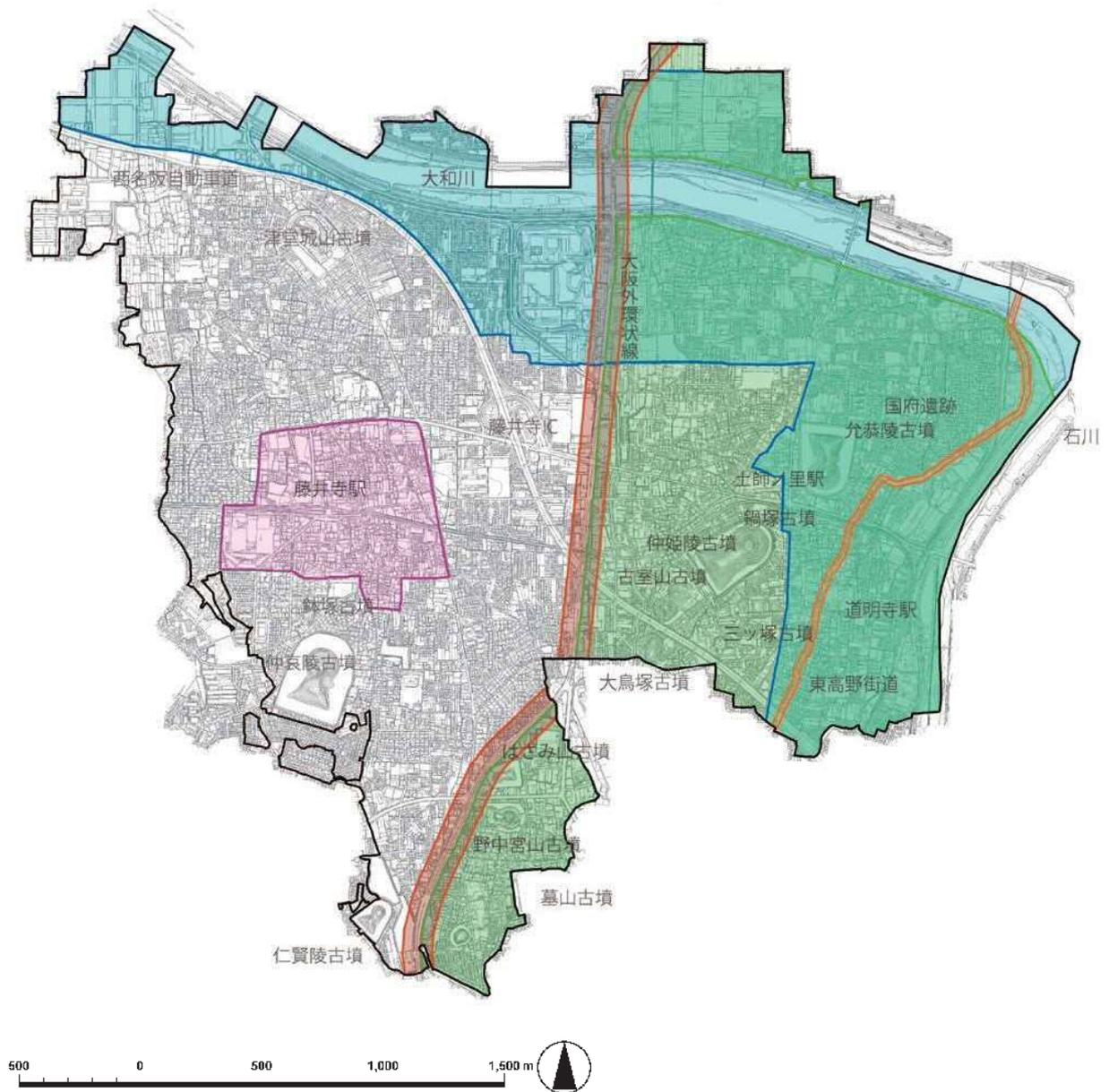
景観計画区域図



## 2 景観形成促進区域

景観計画区域において、景観特性と景観構造をもとに、特に良好な景観形成を促進する区域として、「藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域」、「金剛・生駒山系景観形成促進区域」、「大和川・石川沿岸景観形成促進区域」、「大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観形成促進区域」、「東高野街道歴史景観形成促進区域」の5つの区域を指定します。

景観形成促進区域図



- 凡 例
- 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域
  - 金剛・生駒山系景観形成促進区域
  - 大和川・石川沿岸景観形成促進区域
  - 大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観形成促進区域
  - 東高野街道歴史景観形成促進区域

景観形成促進区域の概要

景観区分*	区域名称	区域の概要	区域の範囲
市街地景観 (鉄道駅周辺)	藤井寺駅周辺市街地 景観形成促進区域	藤井寺駅周辺の都市的景観地区、文教景観地区、歴史的景観地区、公共施設周辺景観地区では、本市の玄関口にふさわしい風格と魅力のある景観を形成します。	藤井寺駅周辺の概ね近隣商業地域、第2種住居地域で、府道堺大和高田線、府道大阪羽曳野線、市道春日山古室線等に囲まれた区域とします。
山並み・緑地景観	金剛・生駒山系 景観形成促進区域	東部市街地から眺望できる金剛・生駒山系のみどりの稜線などと調和した市街地景観を形成します。	生駒山系区域は大和川以北大阪外環状線と北側市域境界線に囲まれた区域とします。金剛山系区域は大阪外環状線と東側市域境界線に囲まれた区域とします。
河川景観	大和川・石川沿岸 景観形成促進区域	【大和川】 対岸からの見え方や大和川の自然や歴史文化と調和した沿岸区域の景観を形成します。	大和川及び当該河川区域に沿った区域で、河川区域から500m幅の区域を基本とします。
		【石川】 対岸からの見え方や石川の自然や歴史文化と調和した沿岸区域の景観を形成します。	石川及び当該河川区域に沿った区域で、河川区域から500m幅の区域を基本とします。
道路景観	大阪外環状線 (国道170号)沿道 景観形成促進区域	大阪の郊外都市を結ぶ環状軸等である大阪外環状線沿道の景観や金剛・生駒山系の山並みの眺望に配慮した沿道景観軸を形成します。	大阪外環状線(国道170号)及びその沿道の区域で、道路端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とします。
歴史街道景観	東高野街道歴史 景観形成促進区域	伝統的まちなみが残る東高野街道では、その歴史性と調和した景観軸を形成します。	東高野街道(道路)及び道路の端から両側10mの幅の区域とします。

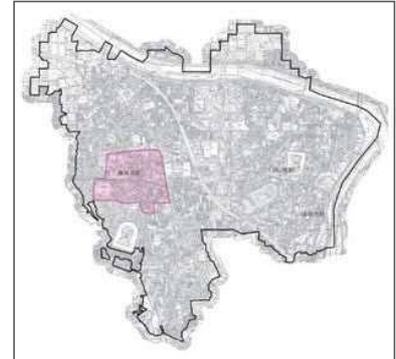
【留意事項】

- (1) 大阪府景観計画との関連は以下のとおりです。
  - ・金剛・生駒山系景観形成促進区域は、大阪府景観計画1次指定山並み・緑地軸の「生駒山系区域」と2次指定「金剛・和泉葛城山系区域」に該当。
  - ・大和川・石川沿岸景観形成促進区域は、大阪府景観計画2次指定河川軸の「大和川沿岸区域」、「石川沿岸区域」に該当。
  - ・大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域は、大阪府景観計画1次指定道路軸の「大阪外環状線(国道170号)沿道区域」に該当。
  - ・東高野街道歴史景観形成促進区域は、大阪府景観計画3次指定歴史的街道区域(一般区域)に該当。
- (2) 詳細の位置図は、別添図書によります。
- (3) 敷地が区域の内外にわたる場合は、敷地のすべてについて区域内とします。
- (4) 区域が重複する場合は、それぞれの方針、基準を適用します。

## (1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域

### ① 区域の位置づけ

藤井寺駅周辺について、藤井寺市総合計画では、広域的な観光・商業拠点の形成、藤井寺市都市計画マスタープランでは、駅北側と南側を一体として、南河内の商業核にふさわしい高次都市機能\*の強化やコミュニティ豊かなまちなか居住の促進、葛井寺や辛國神社等と周辺を一体とした景観の誘導等を位置づけています。



### ② 景観づくりの目標

本市の玄関口である藤井寺駅周辺における風格と魅力のある景観づくりをイメージし、活気のある近代的な都市的景観地区、“花苑都市”の理念を継承する「藤井寺経営地」の住宅地や計画的に整備された品格のある文教景観地区(旧藤井寺球場跡地)、葛井寺や辛國神社、長尾街道周辺の個性のある文化的な歴史的景観地区、市役所周辺の公共施設周辺景観地区が一体となった個性豊かな景観を守り、育て、創出します。

### ③ 設定理由

藤井寺駅周辺の市街地は、大きく4地区に区分されます。各地区の個性を活かすとともに、本市の玄関口にふさわしい景観形成を促進するため景観形成促進区域に設定します。なお、4地区の設定理由については以下のとおりです。

#### ① 都市的景観地区

市道藤井寺駅北線沿いの大規模店舗を中心に、本市の玄関口として、風格と魅力を演出する景観を形成する必要があります。

#### ② 文教景観地区

花苑都市をテーマに計画的に整備された春日丘住宅地と四天王寺学園が新たに立地した藤井寺野球場跡地を中心に、文教地区にふさわしいみどり豊かな品格のあるまちなみを形成する必要があります。

#### ③ 歴史的景観地区

葛井寺や辛國神社と長尾街道を中心に、歴史的資源をネットワークし、昔から人の往来の中心軸であった歴史性を活かしたまちなみを形成する必要があります。

#### ④ 公共施設周辺景観地区

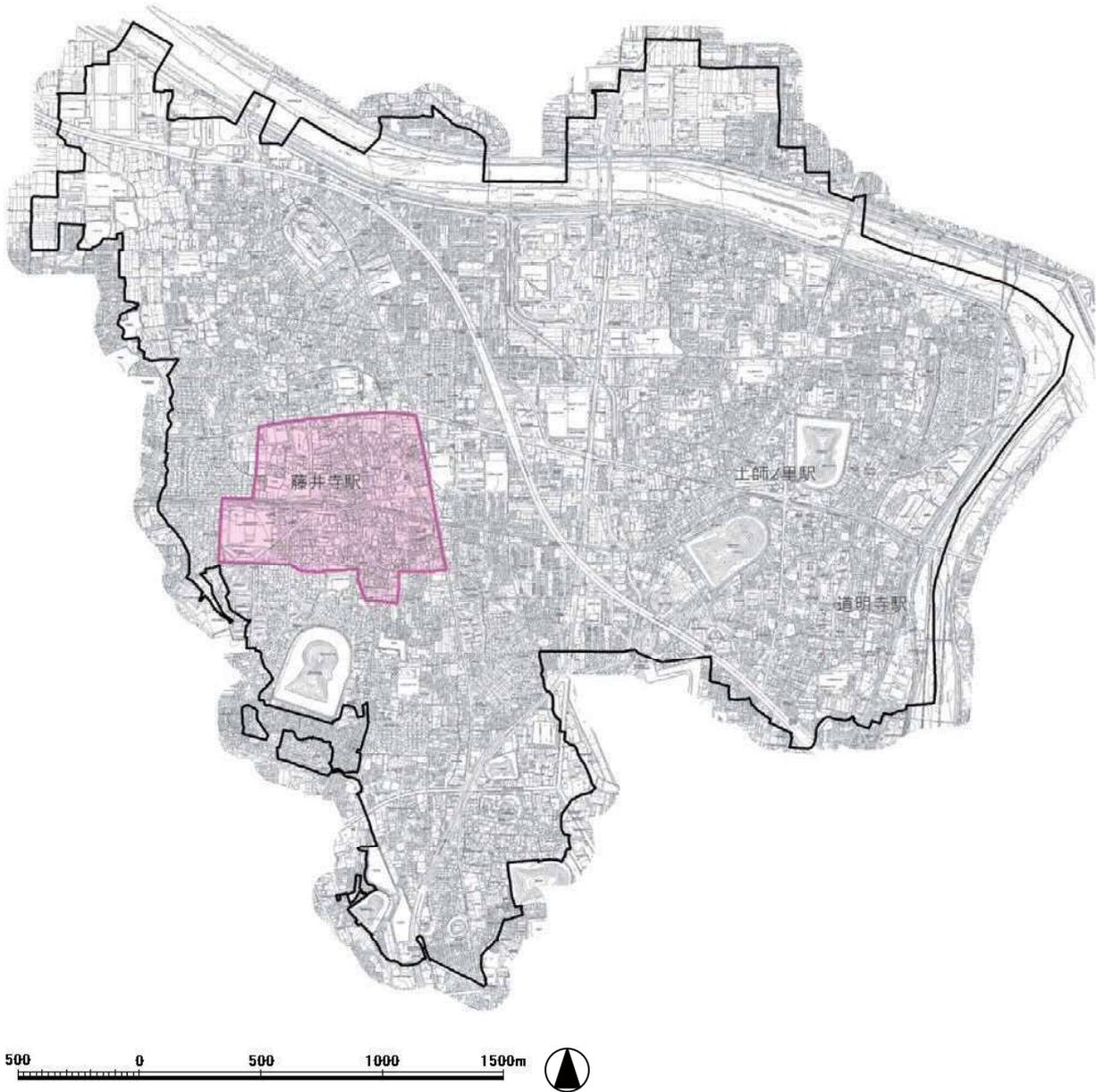
市役所周辺地区では、市や地域の歴史文化に配慮した建物の形態・意匠の規制・誘導や緑化を促進する必要があります。

### ④ 区域設定の考え方

本区域においては、市道藤井寺駅北線沿道の近代的な商業地区や古くからの商店街、葛井寺や辛國神社及び周辺の歴史的まちなみ等の地区、“花苑都市”をテーマに計画的に整備された文教地区等を含めて、風格と魅力のある景観づくりを行うため、藤井寺駅周辺の概ね近隣商業地域、第2種住居地域で、府道堺大和高田線、府道大阪羽曳野線、市道春日山古室線等に囲まれた区域とします。

\* 日常生活を営む圏域を越えた広範な地域の多くの人々を対象にした、質の高いサービスを提供する機能のこと。

## 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域図

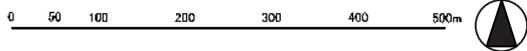
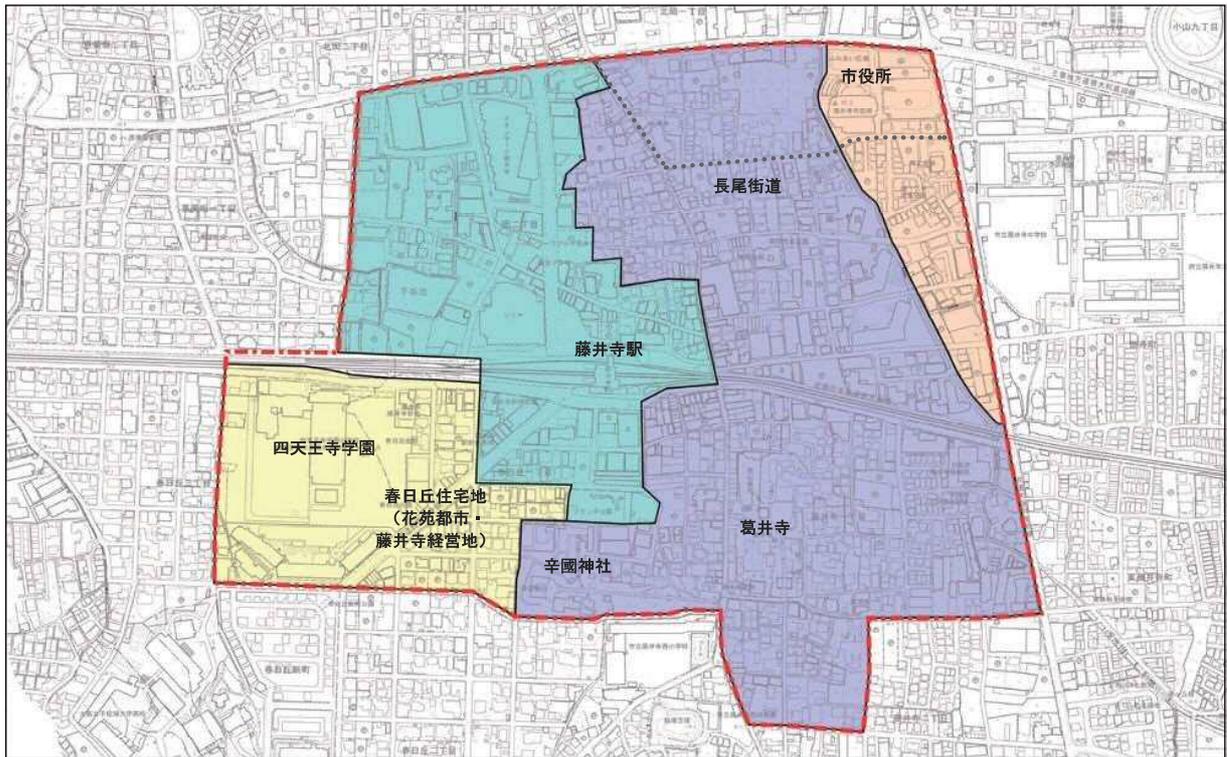


○藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域

藤井寺駅周辺の概ね近隣商業地域、第2種住居地域で、府道堺大和高田線、府道大阪羽曳野線、市道春日山古室線等に囲まれた区域とします。

藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域図(詳細図)

景観区分図

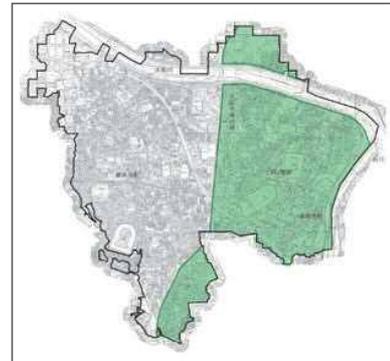


- 凡 例
- 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域
  - 都市的景観地区
  - 文教景観地区
  - 歴史的景観地区
  - 公共施設周辺景観地区

## (2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域

### ① 区域の位置づけ

金剛・生駒山系の眺望に配慮したまちなみや緑化について、藤井寺市総合計画では、生垣設置の奨励や屋上緑化、壁面緑化の促進、都市計画マスタープランでは、まちなみの統一やみどり豊かな景観の誘導等を位置づけています。



### ② 景観づくりの目標

市街地の背景となる雄大な景観と市街地の建築物や工作物などの諸要素が調和している景観づくりをイメージし、大規模建築物の形態・意匠等の規制・誘導による眺望の確保など、市街地のまちなみと金剛・生駒山系のみどりが織りなす調和のとれた景観を守り、育てます。

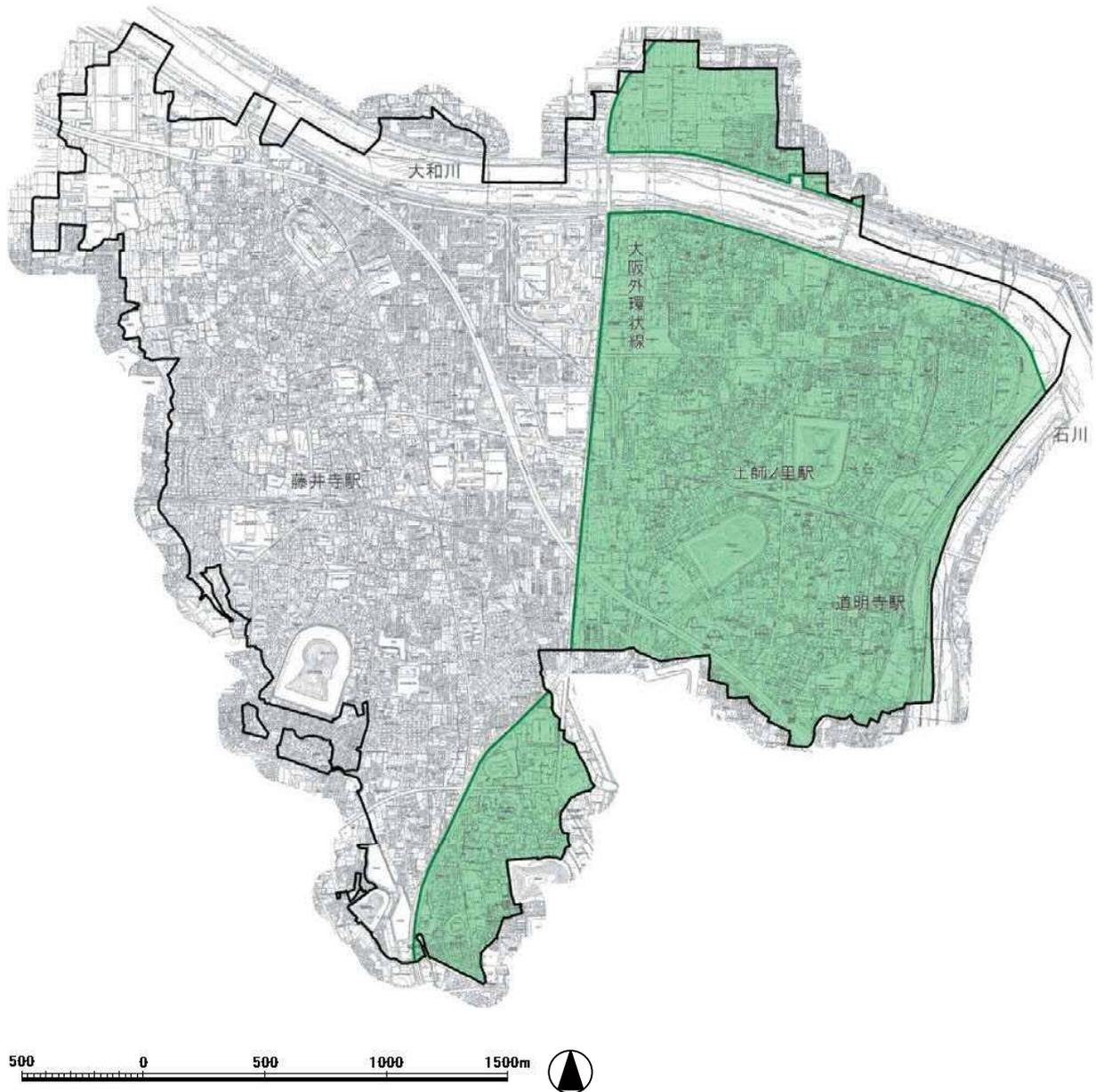
### ③ 設定理由

金剛・生駒山系の山並みは、本市の東部市街地から眺望することができ、特に本市に自然とうるおいを与える景観資源であるとともに、市街地の背景となる重要な景観要素であるため、景観形成促進区域に設定します。

### ④ 区域設定の考え方

本区域においては、大和川及び石川河川区域、金剛・生駒山系に並走する主要幹線道路である大阪外環状線(国道170号)に囲まれた区域を基本とし、生駒山系区域は大和川河川区域以北大阪外環状線(国道170号)と北側市域境界線に囲まれた区域、金剛山系区域は大和川河川区域、石川河川区域、大阪外環状線(国道170号)と東側市域境界線に囲まれた区域とします。

金剛・生駒山系景観形成促進区域図



○金剛・生駒山系景観形成促進区域

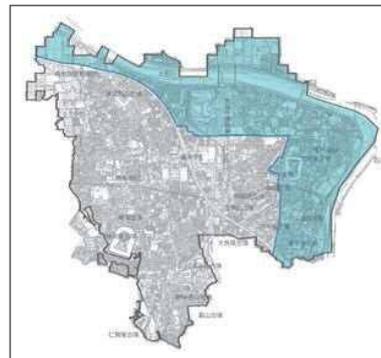
生駒山系区域は大和川河川区域以北大阪外環状線(国道170号)と北側市域境界線に囲まれた区域とします。

金剛山系区域は大和川河川区域、石川河川区域、大阪外環状線(国道170号)と東側市域境界線に囲まれた区域とします。

## (3)大和川・石川沿岸景観形成促進区域

### ① 区域の位置づけ

大和川、石川について、藤井寺市総合計画では、大和川・石川は生活環境と水辺環境が融合する「水回廊」として位置づけ、安全な市街地の形成や水辺における親水性の確保、河川水質の改善等、都市計画マスタープランでは、大和川、石川及び市内河川等の美化、府営石川河川公園の確保、散策道の維持・管理の充実や河川美化等を位置づけています。



### ② 景観づくりの目標

市民に自然のうるおいを感じさせる大和川・石川から見上げる、住宅を中心とするまちなみ、歴史を感じる集落、金剛生駒産経の山並みなどが一体となった景観をイメージし、水とみどりにより自然のうるおいが感じられる大和川・石川のオープンスペース\*<sup>1</sup>や、それに映える市街地等の美しいまちなみと遙かな山並みが織りなす広がりのある景観を守り、育てます。

### ③ 設定理由

大和川・石川は景観の骨格を形成しており、特にこれら河川がつくる水とみどりの軸は本市に自然のうるおいを与える重要な要素であることから、景観形成促進区域に指定します。

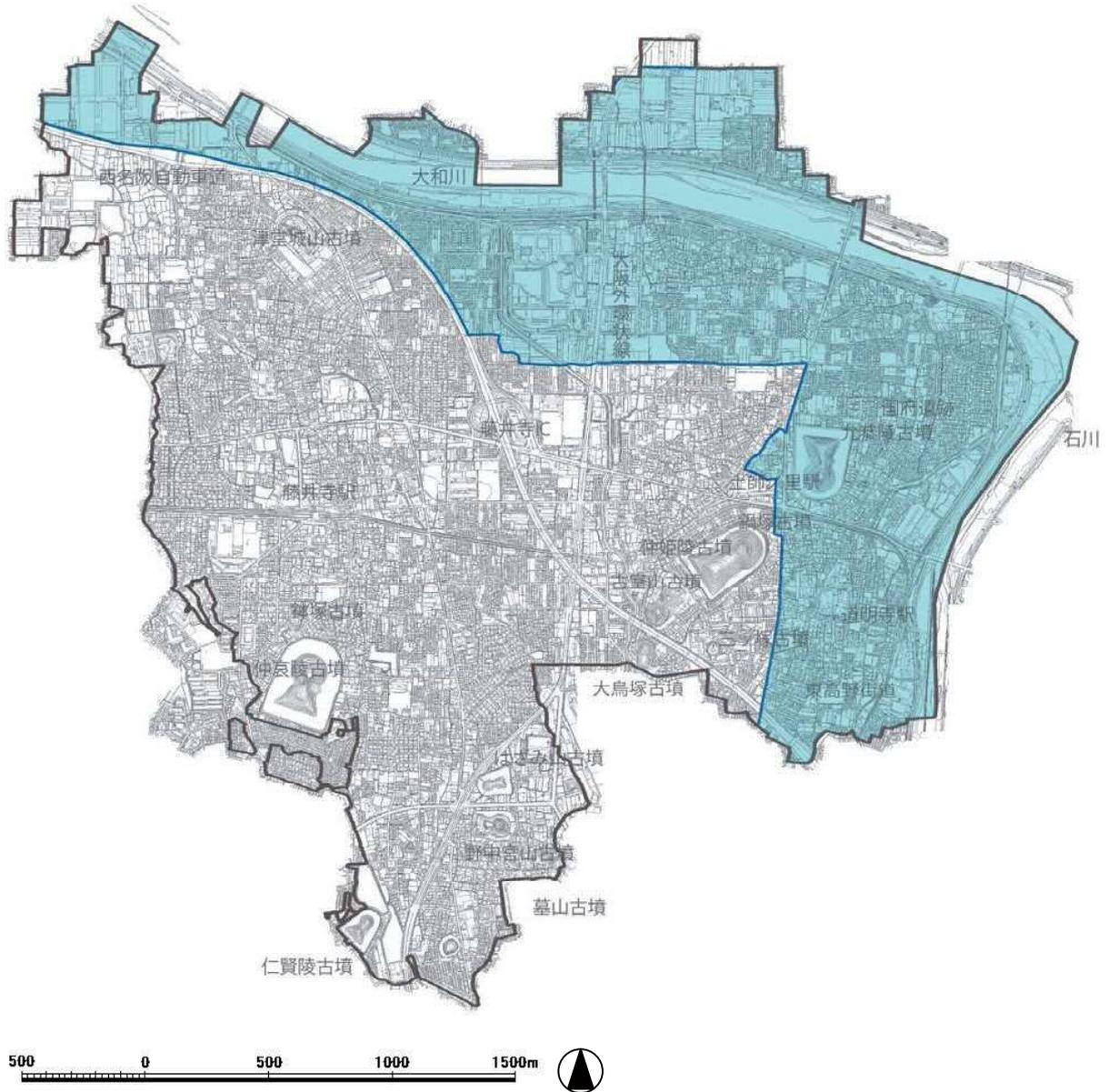
### ④ 区域設定の考え方

本区域においては、堤防から対岸及び河川と反対側の市街地を見た景観、橋梁や堤防から流軸方向を見た景観、高所から見下ろす景観などの広い景観づくりが中心となるとともに、大阪府屋外広告物条例\*において、河川区域から500m幅を眺望できる範囲としているため、大和川・石川沿岸景観形成区域は、当該河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とします。

なお、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とします。

\*<sup>1</sup> 屋外の空地全般のこと。

## 大和川・石川沿岸景観形成促進区域図



- 大和川沿岸景観形成区域  
大和川及び当該河川区域に沿った区域とします。  
(河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とします。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とします。)
- 石川沿岸景観形成区域  
石川及び当該河川区域に沿った区域とします。  
(河川区域の端から500m幅の区域を合わせた区域を基本とします。ただし、区域の境界付近においては、河川区域の端から500m付近の幹線道路、鉄道等を境界の目安として定めた境界とします。)

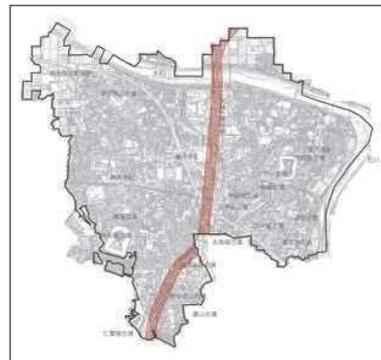
## (4) 大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域

### ① 区域の位置づけ

主要幹線道路等について、藤井寺市総合計画では、地域に愛される道路づくり、都市計画マスタープランでは、沿道のまちなみと調和した道路付帯施設のデザイン化や道路標識の集約化、沿道建築物の形態・意匠、屋外広告物等の規制・誘導等を位置づけています。

### ② 景観づくりの目標

本市の背景を成している金剛・生駒山系の裾野等を走り、大阪の骨格となる自然、歴史をみどりが結ぶ中において、特色ある都市群が結ばれる景観づくりをイメージし、沿道緑化や自然環境等に配慮した景観を創出します。



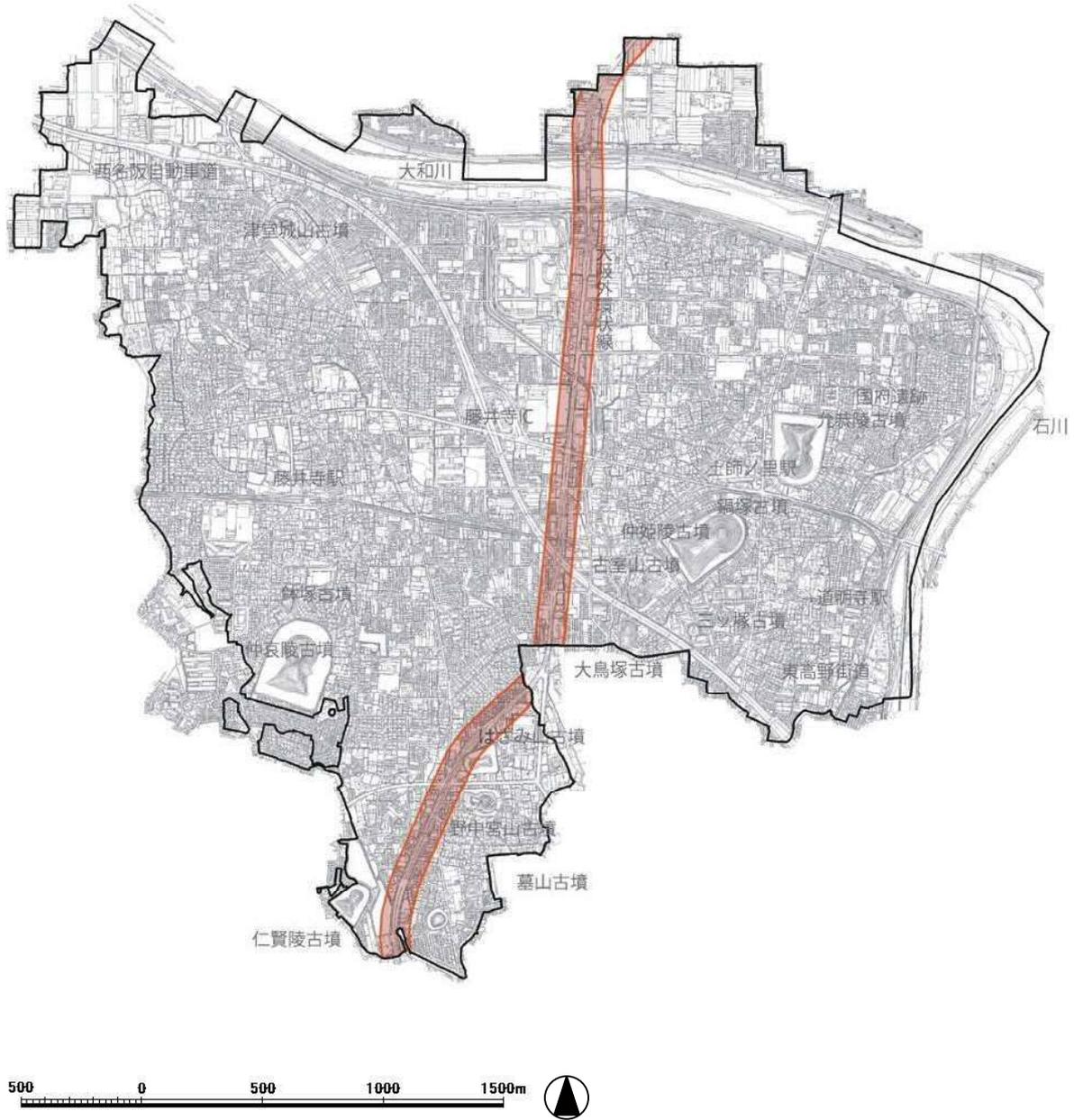
### ③ 設定期由

大阪外環状線(国道170号)は、大阪の郊外都市を結ぶ環状軸であるとともに、本市の幹線道路の骨格となっており、特に金剛・生駒山系の山並みの眺望に配慮したみどり豊かな沿道景観軸を形成する必要があることから、景観形成促進区域に設定します。

### ④ 区域設定の考え方

道路景観においては、運転者・歩行者から見た景観を考える必要があり、その視点は道路空間及び道路沿道景観が中心となるため、大阪外環状線(国道170号)及び道路の端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とします。

大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域図

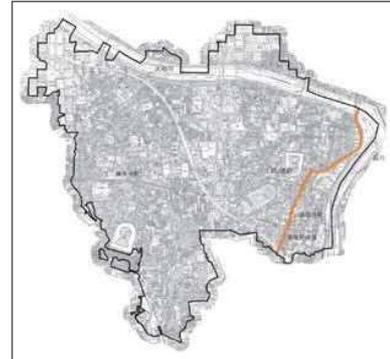


○大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域  
 大阪外環状線(国道170号)及びその沿道の区域とします。  
 (道路の端から両側50mの幅の区間を合わせた区域を基本とします。)

## (5) 東高野街道歴史景観形成促進区域

### ① 区域の位置づけ

旧街道について、藤井寺市都市計画マスタープランでは、東高野街道、長尾街道等の歴史的まちなみの保全・修景、旧街道の趣を活かした道路空間の修景化及び沿道の歴史的まちなみの保全、歴史的な街道のネットワーク化等を位置づけています。



### ② 景観づくりの目標

旧街道の道筋の保全とともに、これら歴史的資源を活かした景観づくりをイメージし、地域の伝統的まちなみとの調和、旧街道の線形や空間量（道幅の狭さ）やそのつながりを意識した景観づくりを行います。

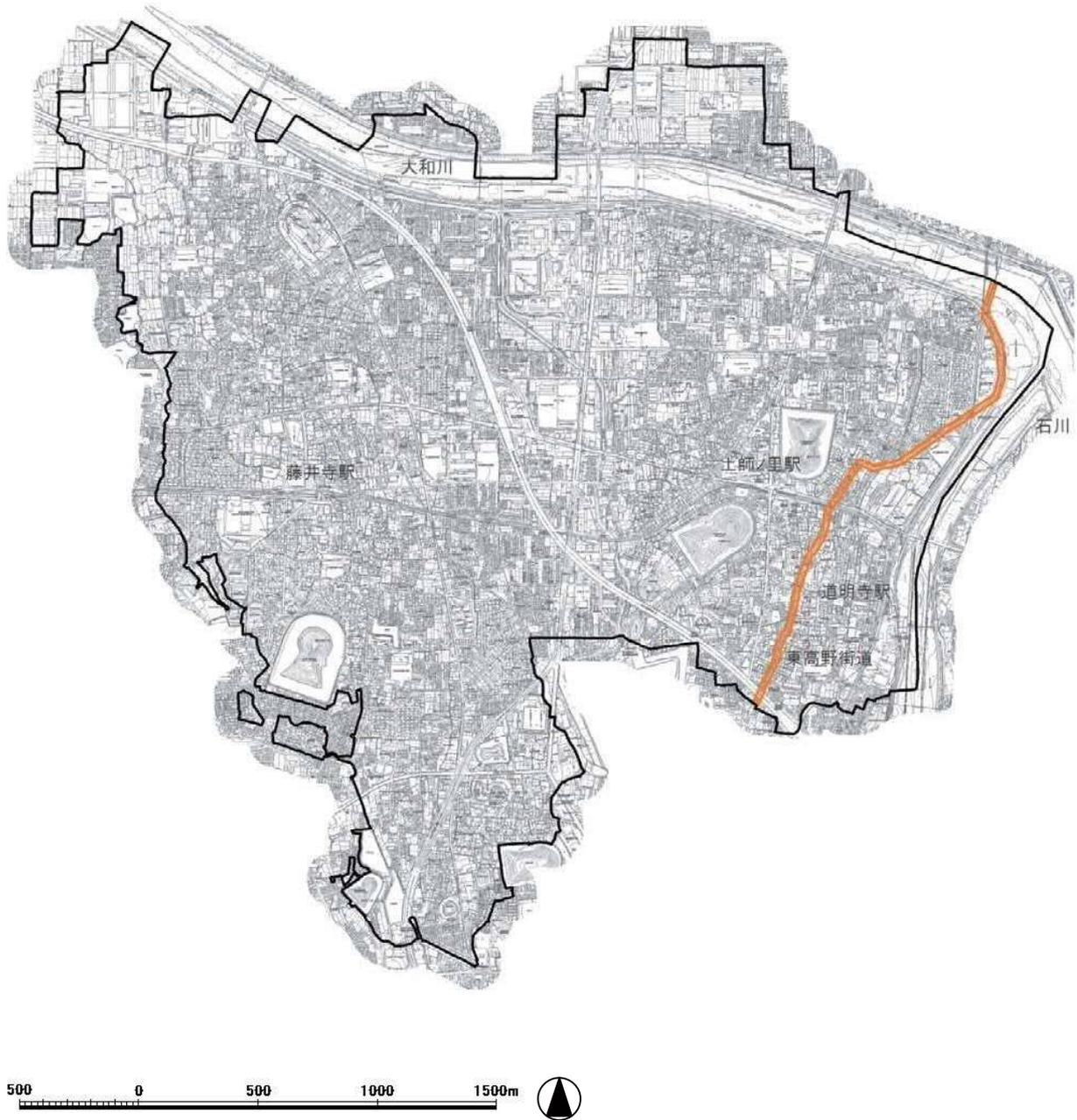
### ③ 設定理由

東高野街道は、歴史的な雰囲気をもつ文化資源であり、特に歴史街道景観を形成する必要があることから、景観形成促進区域に指定します。

### ④ 区域設定の考え方

本区域においては、旧街道及び旧街道に面する敷地の景観を形成するため、伝統的まちなみの面影が残る東高野街道（道路）及び道路の端から両側 10 m の幅の区域とします。

東高野街道歴史景観形成促進区域図



○東高野街道歴史景観形成促進区域  
 伝統的まちなみの面影が残る東高野街道(道路)及び道路の端から両側10mの幅の区域とします。

## 3 景観形成地区

### (1) 景観形成地区指定の考え方

景観計画区域及び景観形成促進区域のうち、今後、地域住民等により景観に関するルール等の合意が図られた地区を、「景観形成地区」に指定し、色彩、形態、高さなどのきめ細かな基準に基づき景観形成に取り組むものとします。

地区名称	指定基準	備考
景観計画区域	・市全域	—
景観形成促進区域	・「藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域」、「金剛・生駒山系景観形成促進区域」、「大和川・石川沿岸景観形成促進区域」、「大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域」、「東高野街道歴史景観形成促進区域」の5区域。	・景観形成促進区域において、関係住民等の合意が図られた地区は、「景観形成地区」に移行します。
景観形成地区	・景観計画区域及び景観形成促進区域のうち、特に重点的な景観形成が必要と考えられる地区。 ・「古市古墳群景観形成地区」の1地区。	・地区の範囲を決定し、それぞれの地区に応じた届出対象行為、景観形成基準を設定します。

特に重点的な景観形成が必要と考えられる「拠点地区」、「古市古墳群・遺跡周辺地区」、「神社仏閣周辺地区」、「歴史街道周辺地区」、「河川・水辺及び沿川地区」、「幹線道路沿道地区」、「住宅開発地区(既存・新規地区)」について、地区指定の考え方を示しています。

区分	景観形成地区指定の考え方
拠点地区	藤井寺駅を中心とする近鉄南大阪線の鉄道各駅周辺や市役所周辺など人々が集う地区について、地域特性を活かした個性と活気のある拠点景観の形成を図ります。
古市古墳群・遺跡周辺地区	世界遺産暫定リストに登録された古市古墳群周辺地区や国府遺跡周辺地区では、景観上の価値の高い古墳や史跡と調和した風格のある景観を形成します。
神社仏閣周辺地区	神社仏閣及びその周辺においては、歴史的景観の保全を図ります。
歴史街道周辺地区	伝統的まちなみが残る歴史街道沿道などにおいては、伝統的な景観の保全を図ります。
河川・水辺及び沿川地区	落堀川や大水川、ため池及びその周辺などにおいて、散策公園等と一体となった、うるおいのある景観を形成します。
幹線道路沿道地区	藤井寺駅に通じる市道藤井寺駅北線や府道西藤井寺線、東西の幹線道路である府道堺大和高田線沿道、西名阪自動車道藤井寺インターチェンジ(IC)周辺等においては、本市のシンボリックな道路や自動車交通の玄関口として快適で秩序ある景観を形成します。
既存住宅開発地区	開発事業が行われた既成市街地等の地区などにおいて、住宅地内の緑化による良好な景観の維持・向上や金剛・生駒山系の山並みとの調和を図ります。
新規住宅開発地区	今後、開発が行われる地区については、計画段階から開発計画に関わることで、周辺景観との調和を図ります。

## (2) 景観形成地区の候補地区

景観形成地区の指定を促進するため、景観特性や景観構造を踏まえて、特に重点的な景観形成が必要と考えられる候補地区を示しています。

区分	地区
1 拠点地区	①藤井寺駅周辺地区 ②道明寺駅周辺地区 ③土師ノ里駅周辺地区 ④藤井寺市役所周辺地区
2 遺跡周辺地区	史跡国府遺跡周辺地区
3 神社仏閣周辺地区	①葛井寺・辛國神社周辺地区 ②道明寺・道明寺天満宮周辺地区
4 歴史街道周辺地区	東高野街道(道明寺周辺)地区
5 河川・水辺及び沿川地区	①落堀川散策公園周辺地区 ②大水川散策公園周辺地区
6 幹線道路沿道地区	①市道藤井寺駅北線沿道地区 ②府道西藤井寺線沿道地区 ③府道堺大和高田線沿道地区 ④西名阪自動車道藤井寺インターチェンジ(IC)周辺地区
7 既存住宅開発地区	地権者・居住者の提案により地区を指定します。
8 新規住宅開発地区	

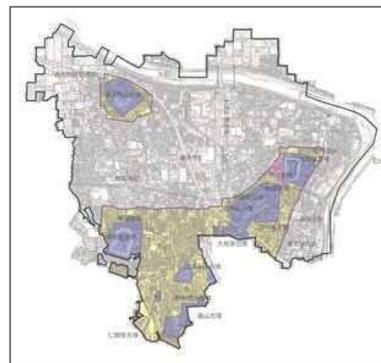
### (3) 景観形成地区

特に重点的な景観形成が必要と考えられる候補地区の中から、景観形成の重要性に鑑み、地域住民等により景観に関するルール等の合意が図られた「景観形成地区」として、下記を指定します。

## 古市古墳群景観形成地区

#### ① 区域の位置づけ

古市古墳群について、藤井寺市総合計画では、古墳や史跡、ため池等のみどりの保全、歴史文化拠点、景観拠点としての活用検討、都市計画マスタープランでは、歴史性と調和した外周道路の修景化等の整備、緩衝地帯を含めて古墳群と調和した景観の形成と眺望景観の確保等を位置づけています。



#### ② 景観づくりの目標

世界的に文化的価値の高い古市古墳群の保全と周辺環境が調和した景観づくりをイメージし、古市古墳群周辺においては、緩衝地帯の形態規制等の特性に配慮しつつ、古市古墳群と調和のとれた周辺景観を誘導するとともに、視点場の整備や周回路の確保に努めます。

古墳近傍における古墳群が周囲から浮かび上がって見える景観や、古墳の静寂さを感じられる落ち着いた景観の保全を図ります。

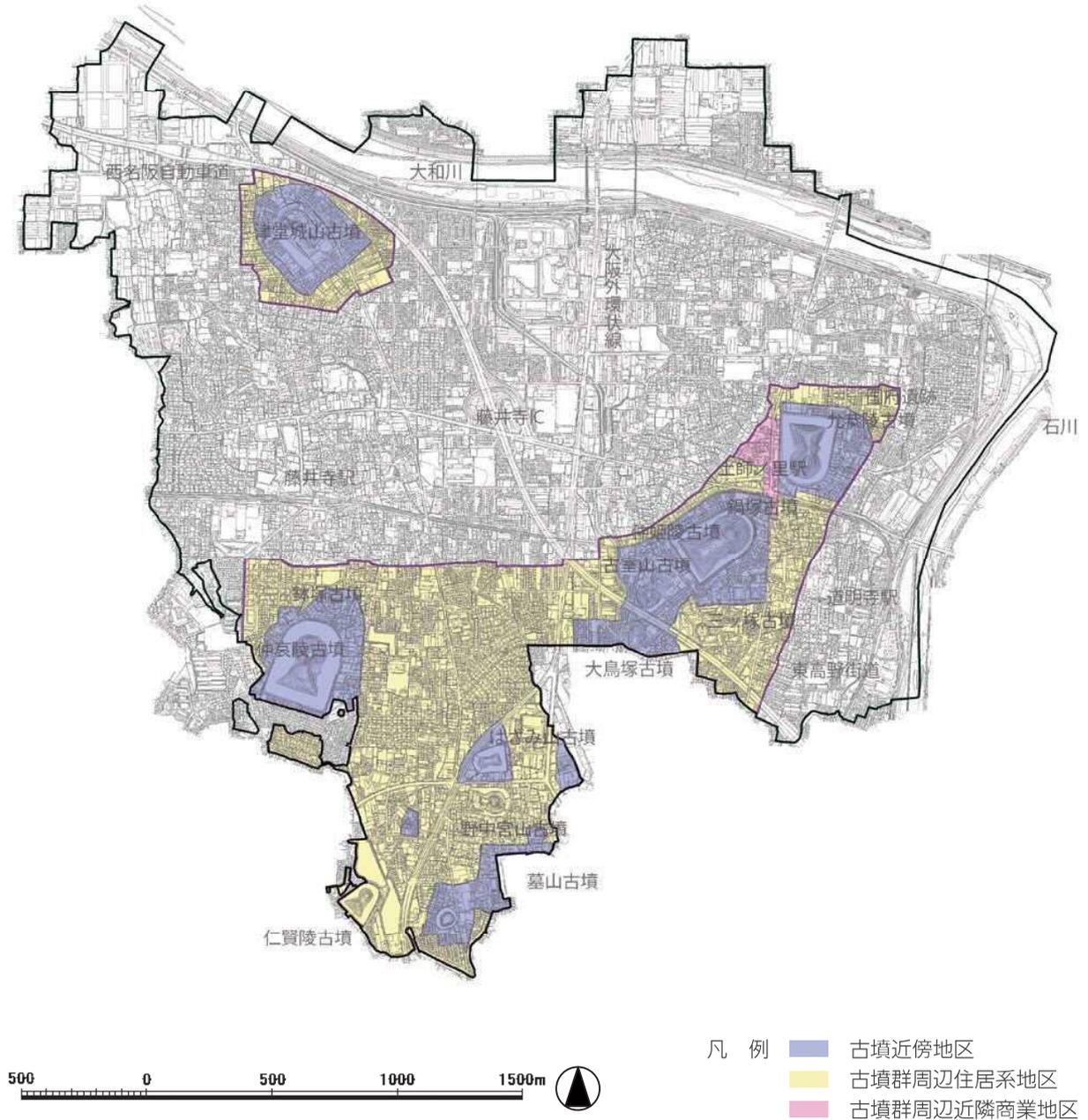
#### ③ 設定理由

古市古墳群は世界的に文化的価値が高く、その貴重なみどりと調和した文化の香り高い景観を形成する必要があり、景観地区による規制誘導を図ることから、景観形成地区に設定します。

#### ④ 区域設定の考え方

本区域においては、古市古墳群のうち、比較的大規模な古墳周辺で、文化的価値の高い古墳と調和した景観を形成する必要な地区を範囲として、遺産の価値や環境を確保するために、古墳の墳丘裾\*や濠、堤等の境界より地形、地物及び用途地域\*界などを基本とする緩衝地帯に囲まれた区域とします。

## 古市古墳群景観形成地区図



○古市古墳群景観形成地区

遺産の価値や環境を確保するために、古墳の墳丘裾や濠、堤等の境界より地形、地物及び用途地域界などを基本とする緩衝地帯に囲まれた区域とします。

# 第6章

## 良好な景観の形成に関する方針 (法第8条第3項関係)

景観づくりの基本理念、基本目標を実現するため、景観計画区域及び景観形成促進区域、景観形成地区における「良好な景観の形成に関する方針」を以下のとおり定めます。

ただし、区域が重複する場合は、それぞれの方針を適用します。

### 良好な景観の形成に関する方針の体系

歴史文化の薫る藤井寺  
個性とつるおいのある景観をめざして

景観計画区域	
<ul style="list-style-type: none"> <li>①古市古墳群や葛井寺などの地域固有の歴史文化景観を守り、育てる</li> <li>②藤井寺駅周辺など個性と魅力のある市街地景観や道路景観を創り、育てる</li> <li>③金剛・生駒山系や大和川や石川などおののちのある水とみどりの自然景観を守り、活かす</li> <li>④藤井寺市に愛着がもてる景観づくりに協働で取り組む</li> </ul>	
<b>藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都市的景観地区では、本市の中心商業地にふさわしい魅力のある景観づくりを行います。</li> <li>○文教景観地区では、“花苑都市”のイメージに配慮しつつ、みどり豊かな品格のある景観づくりを行います。</li> <li>○歴史的景観地区では、これら歴史文化的資源と調和した景観づくりを行います。</li> <li>○公共施設周辺景観地区では、本市固有の歴史をモチーフとした建築物や周辺の歴史的まちなみと調和した景観づくりを誘導するとともに、緑化を促進します。</li> </ul>
<b>金剛・生駒山系景観形成促進区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市街地の背景となる金剛・生駒山系を意識した景観づくりを行います。</li> <li>○古市古墳群や神社仏閣、旧街道の歴史文化遺産との調和を意識した景観づくりを行います。</li> </ul>
<b>大和川・石川沿岸景観形成促進区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、大和川・石川の自然と調和のとれた景観づくりを行います。</li> <li>○大和川・石川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行います。</li> <li>○大和川・石川周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりとともに、大和川からの眺望の確保や石川との一体性に配慮するなど河川との関係を活かした景観づくりを行います。</li> </ul>
<b>大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○主要な幹線道路の交差点付近では、金剛生駒山系の山並みの眺望の確保に配慮しつつ交通の要衝にふさわしい景観づくりを行います。</li> <li>○水とみどりの軸や古市古墳群等のみどりの拠点と連携し、沿道のみどり豊かな景観づくりを行います。</li> </ul>
<b>東高野街道歴史景観形成促進区域</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○東高野街道においては、線形や空間量(道幅の狭さ)に、できるだけ配慮した景観づくりを行います。</li> <li>○東高野街道の道筋が残る地区では、歴史街道の沿道であることを意識した景観づくりを行います。</li> </ul>
<b>古市古墳群景観形成地区</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○古市古墳群の見通しや樹林の眺望に配慮した景観づくりを行います。</li> <li>○古墳近傍では、歴史文化遺産と一体となった景観の維持・向上に努めます。</li> <li>○古墳群周辺住居系地区及び近隣商業地区では、建築物の形態・意匠等に配慮しつつ、歴史文化遺産と都市活動が調和した景観づくりを誘導します。</li> <li>○公共事業等においても、歴史文化遺産との調和に配慮した整備・維持管理を行うとともに、景観重要公共施設の活用等によるグレードの高い景観整備に取り組みます。</li> </ul>



# 1 景観計画区域の方針

景観法第8条第3項の規定に基づく景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針は、第1章の「景観形成の基本方針」に基づくものとします。

## ①古市古墳群や葛井寺などの地域固有の歴史文化景観を守り、育てる

世界的に文化的価値の高い古市古墳群をはじめ、葛井寺や辛國神社、道明寺・道明寺天満宮等の神社仏閣、東高野街道、長尾街道等の旧街道の歴史文化景観を保全し、これら歴史文化遺産と調和した伝統的まちなみを創造・育成します。

## ②藤井寺駅周辺など個性と魅力のある市街地景観や道路景観を創り、育てる

藤井寺駅周辺などにおいて、個性と魅力のある駅周辺景観、文化性や歴史性のある住宅地景観の形成とともに、秩序ある沿道景観の誘導など、市街地・道路景観を創造・育成します。

## ③金剛・生駒山系や大和川・石川などうるおいのある水とみどりの自然的景観を守り、活かす

水とみどりの骨格を形成する金剛・生駒山系の山並みのみどりの眺望や、大和川、石川などの水辺空間に配慮するなど、水とみどり豊かな自然的景観を保全・活用します。

## ④藤井寺市に愛着がもてる景観づくりに協働で取り組む

市民、事業者等及び行政が協働して、藤井寺市に愛着がもてる魅力ある景観の維持・向上に努めるとともに、豊かな歴史文化や自然などを身近に享受できる景観づくりを推進します。

## 2 景観形成促進区域の方針

景観形成促進区域における良好な景観形成に関する方針は、区域のもつ景観特性と景観構造を踏まえて、区域別に景観づくりとの目標と方針を以下のとおり定めます。

### (1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域

- 藤井寺駅周辺や市道藤井寺駅北線沿いの都市的景観地区においては、本市の中心商業地にふさわしい魅力のある景観づくりを行います。
- 教育施設、春日丘住宅地（花苑都市・藤井寺経営地）周辺の文教景観地区においては、“花苑都市”のイメージに配慮しつつ、みどり豊かな品格のある景観づくりを行います。
- 商店街や葛井寺、辛國神社周辺、長尾街道沿いの歴史的景観地区では、これら歴史文化的資源と調和した景観づくりを行います。
- 市役所周辺の公共施設周辺景観地区では、本市固有の歴史をモチーフとした建築物や周辺の歴史的まちなみと調和した景観づくりを誘導するとともに、緑化を促進します。



### (2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域

- 古市古墳群や道明寺・道明寺天満宮等の神社仏閣、東高野街道、長尾街道等の旧街道の歴史文化遺産との調和を意識した景観づくりを行います。
- 市街地の背景となる金剛・生駒山系を意識した景観づくりを行います。



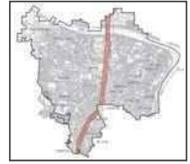
### (3) 大和川・石川沿岸景観形成促進区域

- 大和川・石川に沿ってみどり空間の輪を広げ、自然を感じる生き生きとした景観づくりを行います。
- 大和川・石川周辺の歴史文化遺産等との調和やつながりとともに、大和川からの眺望の確保や石川との一体性に配慮するなど河川との関係を活かした景観づくりを行います。
- 対岸等からの見え方やスカイライン等に配慮し、大和川・石川の自然と調和のとれた景観づくりを行います。



## (4) 大阪外環状線(国道170号)沿道景観形成促進区域

- 府道堺大和高田線など主要な幹線道路の交差点付近では、金剛・生駒山系の山並みの眺望の確保に配慮しつつ交通の要衝にふさわしい景観づくりを行います。
- 大和川や石川の水とみどりの軸や古市古墳群等のみどりの拠点と連携し、沿道のみどり豊かな景観づくりを行います。



## (5) 東高野街道歴史景観形成促進区域

- 東高野街道においては、線形や空間量(道幅の狭さ)に、できるだけ配慮した景観づくりを行います。
- 東高野街道の道筋が残る地区においては、歴史街道の沿道であることを意識した景観づくりを行います。



### 3 景観形成地区の方針

景観形成地区における良好な景観の形成に関する方針は、地域住民等の合意形成により、周辺の良好な景観との調和や地区の景観特性を活かしつつ定めるものとし、以下の示す地区別方針を基本に検討するものとします。

#### 地区別方針

地区分類	候補地区	良好な景観の形成に関する方針
拠点地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤井寺駅周辺地区</li> <li>・道明寺駅周辺地区</li> <li>・土師ノ里駅周辺地区</li> <li>・藤井寺市役所周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駅周辺や市役所周辺など市民等が集う地区において、それぞれ地区特性を活かした拠点景観の形成に努めます。</li> <li>・風格と魅力、個性と活気のある景観形成に努めます。</li> </ul>
遺跡周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・史跡国府遺跡周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺跡との調和に配慮した周辺市街地の景観形成に努めます。</li> </ul>
神社仏閣周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・葛井寺・辛國神社周辺地区</li> <li>・道明寺・道明寺天満宮周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・由緒ある葛井寺、辛國神社周辺地区や道明寺・道明寺天満宮周辺地区においては、これら神社仏閣と調和した門前町の伝統的まちなみの形成に努めます。</li> </ul>
歴史街道周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東高野街道道明寺周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東高野街道沿道において、道筋の保全とともに、旧街道沿いの伝統的まちなみの形成に努めます。</li> </ul>
河川・水辺沿川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落堀川散策公園周辺地区</li> <li>・大水川散策公園周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・落堀川、大水川や池等の水辺空間においては、散策公園等と一体となつたうるおいのある良好な景観を形成します。</li> </ul>
幹線道路沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市道藤井寺駅北線沿道地区</li> <li>・府道西藤井寺線沿道地区</li> <li>・府道堺大和高田線沿道地区</li> <li>・西名阪自動車道藤井寺インターチェンジ(IC)周辺地区</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・藤井寺駅に通じる市道藤井寺駅北線、府道西藤井寺線は、本市のシンボリックな道路として魅力ある道路景観や沿道景観を形成します。</li> <li>・府道堺大和高田線沿道は、東西の幹線道路として、秩序ある沿道景観を形成します。</li> <li>・西名阪自動車道藤井寺インターチェンジ(IC)周辺は、広域交通の玄関口にふさわしい景観を形成します。</li> </ul>
住宅開発地区	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存住宅開発地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・市内に点在する計画的な住宅団地等については、みどりに囲まれた良好な住環境の維持・向上に努めます。</li> <li>・住宅地から金剛・生駒山系の眺望に配慮することにより、日常生活において、連続する山並みが眺望できる景観形成に努めます。</li> </ul> </li> <li>○新規住宅開発地                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たに開発が行われる地区については、計画段階から市民、事業者等及び行政で協議を行うなど、協働による良好な景観形成を進めます。</li> <li>・地区内の緑化を推進し、地区周辺の景観の向上を努めます。</li> </ul> </li> </ul>

また、区域のもつ景観特性と景観構造を踏まえて、地区別に景観づくりとの目標と方針を以下のとおり定めます。

## (1) 古市古墳群景観形成地区

- 古市古墳群の見通しや樹林の眺望に配慮した景観づくりを行います。
- 古市古墳群の古墳近傍では、巨大前方後円墳が周囲から浮かび上がって見える景観づくりや、古墳の静寂さを感じられる、歴史文化遺産と一体となった景観の維持・向上に努めます。
- 古墳群周辺住居系地区及び近隣商業地区では、建築物の形態・意匠等に配慮しつつ、歴史文化遺産と都市活動が調和した景観づくりを誘導します。
- 公共事業等においても、歴史文化遺産との調和に配慮した整備・維持管理を行うとともに、景観重要公共施設の活用等によるグレードの高い景観整備に取り組みます。



## 第7章

# 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項(法第8条第2項第2号関係)

景観法第8条第2項第2号の規定に基づく、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項は、景観計画区域(市全域)並びに景観形成促進区域においてその特性を活かした個性ある景観づくりを推進していくために設定したものです。複数の区域が重複する場合は、それぞれの基準を重複して適用することとします。

なお、景観形成地区においては、各地区の特性に応じて、地域住民等の合意形成によりきめ細かく定めるものであり、ここに示す行為の制限に関する考え方を基本として検討されることとなります。

## 1 景観計画区域(市全域)における行為の制限

### ① 届出対象行為

景観計画の区域内において、景観法第16条第1項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第17条第1項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第16条第1項第1号及び第2号に基づく届出対象行為とします。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第16条第1項第1号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転* 大規模の修繕*、大規模の様式替*又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが20mを超えるもの 又は 建築面積*が2,000㎡を超えるもの
法第16条第1項第2号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転* 大規模の修繕、大規模の様式替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが20mを超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが20m又は築造面積が2,000㎡を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが10mを超え、かつ建築物との合計高さが20mを超えるもの
		高さが5mを超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が12m以上、又は延長が30mを超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの
法第16条第1項第3号により届出が必要な行為	都市計画法*第4条第12項に規定する開発行為*	開発区域面積500㎡以上
法第16条第1項第4号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積1,000㎡以上
	木竹の植栽又は伐採	面積1haを超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積1,000㎡以上

## 2 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

行 為		景観形成基準	
建築物等（これに付属する工作物を含む）の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等を敷地の外から見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー*等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みや歴史文化遺産に配慮する。
		意匠	地域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表1の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みや歴史文化遺産に配慮する。
		意匠	地域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、山並みや歴史文化遺産の緑に配慮し、地域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物の外観	色彩	周辺景観に調和した色彩となるよう配慮する。	
	意匠	(ア) 周辺景観に調和した意匠となるよう配慮する。 (イ) 排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。	
広告物	広告物に関する事項	広告物は必要最小限に抑え、建築物や区域の景観との調和に配慮する。	
	屋上広告物	屋上広告物は、山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮するとともに、建築物と一体性のあるデザインとなるように工夫する。	
	突出看板	突出看板は敷地内に収め、複数の看板はコンパクトに集約化するように工夫する。	

\* 羽板（はいた）と呼ばれる細長い板を平行に組んで板状にし、取り付けたもの。羽板の取付角度によって、風・雨・光・埃・人の目線などを、選択的に遮断したり透過したりすることができるため、さまざまな箇所で用いられる。

行 為	景観形成基準
開発行為	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁を要しないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図ること。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮すること。
土地の形質の変更	(ア) 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮すること。 (イ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
木竹の植栽又は伐採	(ア) 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努めること。 (イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努めること。 (ウ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
物件の堆積	(ア) できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とすること。 (イ) 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 (ウ) できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

別表 1 色彩基準

○計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。

○外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

**色彩基準(外壁基本色)**

- ① R(赤)、YR(橙)系の色相\*の場合、彩度\* 6 以下
- ② Y(黄)系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※ JIS のマンセル表色系\*による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
  - ※サブカラーとは外壁基本色\*に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
  - ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

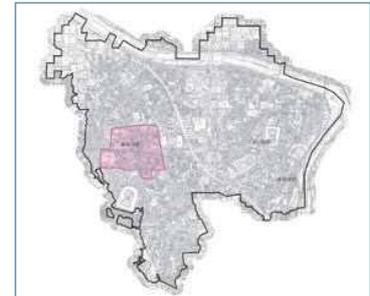
## 2 景観形成促進区域における行為の制限

景観形成促進区域における行為の制限については、以下のとおりですが、地域住民等の意向などにより、今後変更の可能性があります。

### (1) 藤井寺駅周辺市街地景観形成促進区域

#### ① 届出対象行為

景観形成促進区域において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。



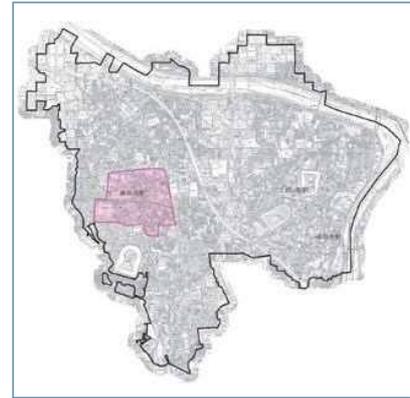
届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000㎡ を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 15 m 又は建築面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡ 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡ 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡ 以上

## ② 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、都市的景観地区、文教景観地区、歴史的景観地区、公共施設周辺景観地区の4地区の特性に応じて次のとおりとします。

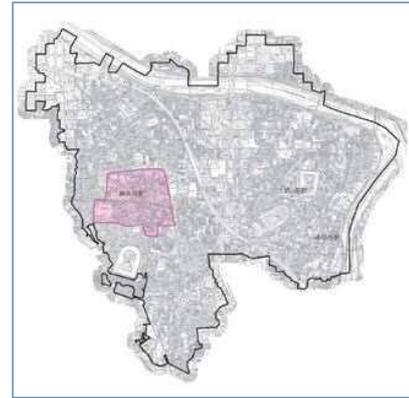
なお、工作物(高架橋・橋梁)及び広告物、法第16条第1項第3号により届出が必要な行為(開発行為)、法第16条第1項第4号により届出が必要な行為(土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積)については、5つの景観形成促進区域共通とし、それぞれ、表7-1、表7-2、表7-3に示すとおりです。

● 都市的景観地区



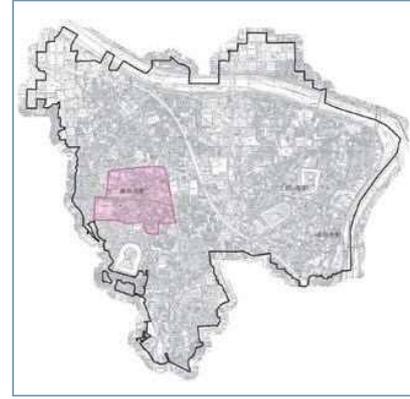
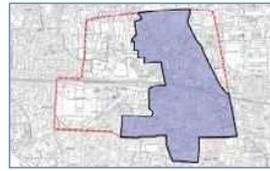
行 為		景観形成基準 (都市的景観地区)
建築物等(これに付属するものを含む)の基準	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、地区の個性を高めるよう著しく派手なものとし ない。 ※別表 2 の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする とともに、地区の建築物との調和に配慮する。
	意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 (イ) 拠点やシンボルとなる通りにふさわしい建築物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、通りごとの統一感、魅力や憩いの演出に配慮し、地区 における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、 種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物(高架橋、橋梁を除く)の基準	色彩	外観等の基調となる色彩は、地区の個性を高めるよう著しく派手なものとし ない。 ※別表 2 の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする とともに、地区の建築物との調和に配慮する。
	意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 (イ) 拠点やシンボルとなる通りにふさわしい工作物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、通りごとの統一感、魅力や憩いの演出に配慮し、地区 における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、 種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

○ 文教景観地区



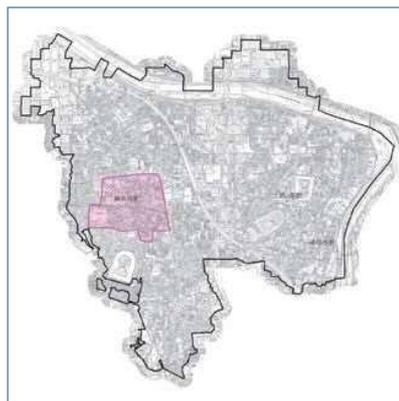
行 為		景観形成基準(文教景観地区)	
建築物等(これに付属する工作物を含む)の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、品格のある地区の統一性に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。 (イ) 地区の緑豊かな品格のあるまちなみと調和した建築物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物(高架橋、橋梁を除く)の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、品格のある地区の統一性に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。 (イ) 地区の緑豊かな品格のあるまちなみと調和した工作物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

● 歴史的景観地区



行 為		景観形成基準(歴史的景観地区)	
建築物等(これに付属する工作物を含む)の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、地区の歴史的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。 (イ) 地区の歴史的まちなみと調和した建築物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物(高架橋、橋梁を除く)の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、地区の歴史的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。 (イ) 地区の歴史的まちなみと調和した工作物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

公共施設周辺景観地区



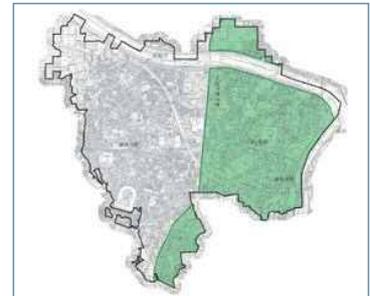
行 為		景観形成基準(公共施設周辺景観地区)	
建築物等(これに付属する工作物を含む)の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、地区の統一性に配慮し、著しく派手なものとし ない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする とともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 (イ) 地区の公共施設や歴史的まちなみと調和した建築物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配 慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法 等を検討する。
工作物(高架橋、橋梁を除く)の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、地区の統一性に配慮し、著しく派手なものとし ない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする とともに、地区の建築物との調和に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 (イ) 地区の公共施設や歴史的なまちなみと調和した工作物のデザイン向上に努める。
敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) ゆとりとうるおいのあるまちなみに配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配 慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法 等を検討する。	

## (2) 金剛・生駒山系景観形成促進区域

### ① 届出対象行為

景観形成促進区域において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。

なお、工作物(高架橋・橋梁)及び広告物、法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為(開発行為)、法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為(土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積)については、5つの景観形成促進区域共通とし、それぞれ、表 7-1、表 7-2、表 7-3 に示すとおりです。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000㎡ を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 15 m 又は築造面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
		高さが 5 m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が 12 m 以上、又は延長が 30 m を超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡ 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡ 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡ 以上

## ② 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

行 為		景観形成基準	
建築物等（これに付属するもの）の配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	
	外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。	
	屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。	
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる山並みとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 山並みの緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、背景となる山並みとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる山並みに配慮する。
		意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 山並みの緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、山並みの緑に配慮し、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

## (3) 大和川・石川沿岸景観形成促進区域

### ① 届出対象行為

景観形成促進区域において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。

なお、工作物(高架橋・橋梁)及び広告物、法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為(開発行為)、法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為(土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積)については、5 つの景観形成促進区域共通とし、それぞれ、表 7-1、表 7-2、表 7-3 に示すとおりです。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000㎡ を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 15 m 又は築造面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
		高さが 5 m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が 12 m 以上、又は延長が 30 m を超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡ 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡ 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡ 以上

## ② 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

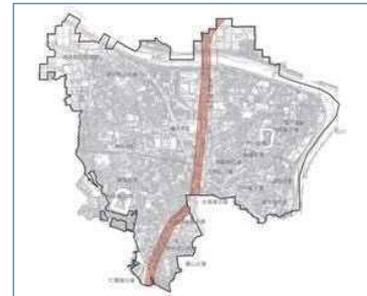
行 為		景観形成基準
建築物等（これに付属するものの配置）	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
	屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
建築物の外観	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
	意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 河川に面する敷地においては、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷地の際に緑を適切に配置する。 (エ) 緑の配置に際しては、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	外観等の基調となる色彩は、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
	外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、対岸等からの見え方やスカイラインに配慮する。
	意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 河川に面する敷地においては、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 河川(堤防)に通じる道路に面する敷地においては、敷地の際に緑を適切に配置する。 (エ) 緑の配置に際しては、区域における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

## (4) 大阪外環状線(国道 170 号)沿道景観形成促進区域

### ① 届出対象行為

景観形成促進区域において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。

なお、工作物(高架橋・橋梁)及び広告物、法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為(開発行為)、法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為(土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積)については、5 つの景観形成促進区域共通とし、それぞれ、表 7-1、表 7-2、表 7-3 に示すとおりです。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000㎡ を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 15 m 又は築造面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
		高さが 5 m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が 12 m 以上、又は延長が 30 m を超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡ 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡ 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡ 以上

## ② 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

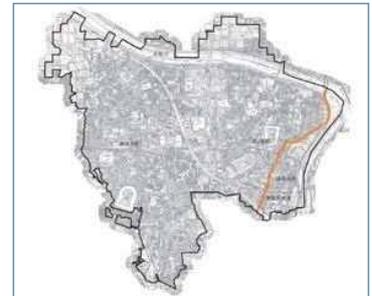
行 為		景観形成基準	
建築物等（これに付属するものを含む）の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア) 道路に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ) 緑の配置に際しては、区域の緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする。
		意匠	区域の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア) 道路に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ) 緑の配置に際しては、区域の緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

## (5) 東高野街道歴史景観形成促進区域

### ① 届出対象行為

景観形成促進区域において、景観法第 16 条第 1 項に基づく届出対象とする行為は下表のとおりです。景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に基づく届出対象行為とします。

なお、工作物(高架橋・橋梁)及び広告物、法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為(開発行為)、法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為(土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積)については、5 つの景観形成促進区域共通とし、それぞれ、表 7-1、表 7-2、表 7-3 に示すとおりです。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模
法第 16 条第 1 項第 1 号により届出が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超えるもの 又は 建築面積が 1,000㎡ を超えるもの
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 15 m 又は築造面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
		高さが 5 m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が 12 m 以上、又は延長が 30 m を超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡ 以上
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡ 以上
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡ 以上

## ② 景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

行 為		景観形成基準	
建築物等（これに付属するものを含む）の基準	建築物及びこれに付属するものの配置	屋外に設置するもの	駐車場、駐輪場及びごみ置場等は原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
		外壁に設置するもの	(ア) ダクト類は、敷地の外から見えにくい位置に配置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋外階段は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (ウ) エアコンの室外機及び物干金物等は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、見苦しくならないような工夫をする。
		屋上に設置するもの	(ア) 高架水槽及び屋上設備は、敷地の外から見える位置に配置しない。やむを得ず見える位置に配置する場合は、ルーバー等を設置し、又は建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。 (イ) 屋上工作物及び塔屋等は、建築物と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。
	建築物の外観	色彩	外壁及び屋根等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみに配慮する。
		意匠	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア) 街道に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ) 緑の配置に際しては、伝統的まちなみの緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、街道沿いの伝統的まちなみとの調和に配慮し、著しく派手なものとししない。 ※別表2の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、街道沿いの伝統的まちなみに配慮する。
		意匠	伝統的まちなみ景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。
	敷地内の緑化		(ア) 街道に面する敷地の際には、緑を適切に配置する。 (イ) 緑の配置に際しては、伝統的まちなみの緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並びに壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。

表 7-1 工作物(高架橋・橋梁)に関する景観形成基準

行 為		景観形成基準
橋梁の基準 工作物(高架橋・橋梁)	工作物の外観	色彩 周辺景観に調和した色彩となるよう配慮する。
		意匠 (ア) 周辺景観に調和した意匠となるよう配慮する。 (イ) 排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。

表 7-2 広告物に関する景観形成基準

行 為		景観形成基準
広告物	広告物に関する事項	広告物は必要最小限に抑え、建築物や区域の景観との調和に配慮する。
	屋上広告物	屋上広告物は、山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮するとともに、建築物と一体性のあるデザインとなるように工夫する。
	突出看板	突出看板は敷地内に収め、複数の看板はコンパクトに集約化するように工夫する。

表 7-3 開発行為、土地の形質の変更、木竹の植栽又は伐採、物件の堆積に関する景観形成基準

行 為	景観形成基準
開発行為	できる限り現況の地形を生かし、長大なのり面又は擁壁を要しないよう配慮すること。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区域の植生と調和した緑化を図ること。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮すること。
土地の形質の変更	(ア) 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との調和に配慮すること。 (イ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
木竹の植栽又は伐採	(ア) 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努めること。 (イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努めること。 (ウ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景を行うこと。
物件の堆積	(ア) できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とすること。 (イ) 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 (ウ) できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。

## 別表2 色彩基準

- 計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外壁については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

### 色彩基準(外壁基本色)

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度\* 6以上 彩度 4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度 6以上 彩度 3以下
- ③ その他の色相の場合、明度 6以上 彩度 2以下
- ④ 無彩色の場合、明度 6以上

※ JIS のマンセル表色系による

- ただし、次に掲げるものはこの限りでない。
  - 外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合
    - ※サブカラーとは外壁基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
  - 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合
    - ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。
  - 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
  - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
  - 地区計画等において色彩基準を設ける場合

### 3 景観形成地区における行為の制限

景観形成地区は、景観計画区域及び景観形成促進区域内において、地区レベルの個性豊かな景観づくりを促進するため、その特性に応じて、届出対象行為と景観形成基準に係る行為の制限を、地域住民の合意形成により、きめ細かく定めるものです。

したがって、景観形成地区における届出対象行為の規模は、建築物・工作物等(新築、増築、改築、移転、大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更等)の全てを対象とするなど、景観計画区域及び景観形成促進区域に、より制限を加えた基準を定めることが基本となります。

また、景観形成基準についても、景観計画区域及び景観形成促進区域で定められていない建築物の高さや外壁からの後退距離をはじめ、屋根の勾配、軒の出、樹種や緑化面積等を具体的に定めたり、地区景観の統一性に配慮し、明度、彩度についてきめ細かい色彩基準を定めることを基本とするものです。

#### (1) 古市古墳群景観形成地区

##### ①-1 景観地区による認定対象行為

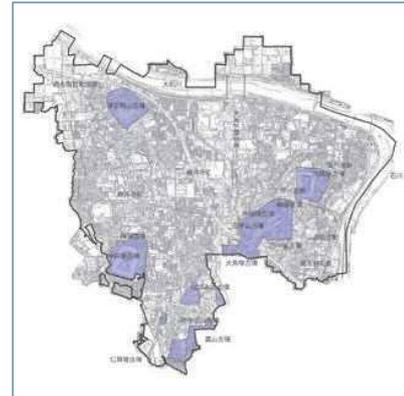
古市古墳群景観形成地区においては、古墳群に調和した建築物を誘導し、長期的な観点からの都市づくりとして古市古墳群と調和し、共生する市街地を形成し、創造していく趣旨から、建築物の新築等については、景観法第61条に定める「景観地区」を定め、認定制度による誘導を行っていくこととします。対象とする行為は下表の通りです。



認定の対象となる行為		認定の対象となる規模	
		古墳近傍地区	古墳群周辺住居系地区 古墳群周辺近隣商業地区
法第63条第1項により市長による認定が必要な行為	建築物の新築、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の模様替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	全ての規模(適用除外を除く)	高さが10mを超えるもの 又は 建築面積が300㎡を超えるもの

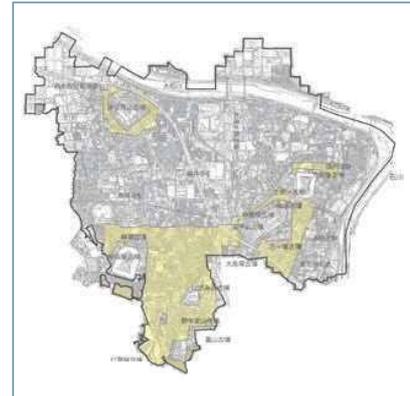
## 1-2 景観地区の認定基準

対象行為に関する認定基準は次のとおりとします。



### ○ 古墳近傍地区

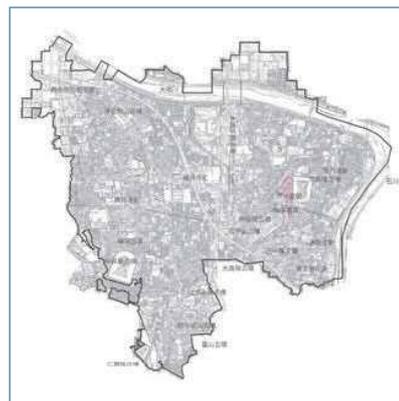
行 為		認定基準(古墳近傍地区)
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>(地形・自然特性に関する基準) 緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(歴史・文化特性に関する基準) 歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(市街地特性に関する基準) 緑豊かな落ち着いたある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いを感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。</p>
	通り外観*	<p>(ア) 古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。</p> <p>(イ) 道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながるように配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。</p> <p>(ウ) 敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとししない。</p>
	意匠	<p>(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。</p> <p>(イ) 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する。</p> <p>(ウ) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。</p>
	色彩	<p>(ア) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。</p> <p>(イ) 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる古墳と調和し、かつ著しく派手なものとししない。</p> <p>※別表3の色彩基準を遵守すること。</p>
	付帯設備等	<p>附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。</p>



○ 古墳群周辺住居系地区

行 為		認定基準(古墳群周辺住居系地区)
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>(地形・自然特性に関する基準)                      緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(歴史・文化特性に関する基準)                      歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(市街地特性に関する基準)                      緑豊かな落ち着いたきのある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いを感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。</p>
	通り外観	<p>(ア) 古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。</p> <p>(イ) 道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながるように配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。</p> <p>(ウ) 敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとししない。</p>
	意匠	<p>(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。</p> <p>(イ) 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する。</p> <p>(ウ) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した建築物の形態意匠とする。</p>
	色彩	<p>(ア) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、住宅地としての落ち着いたまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とする。</p> <p>(イ) 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる古墳と調和し、かつ著しく派手なものとししない。</p> <p>※別表3の色彩基準を遵守すること。</p>
	付帯設備等	<p>附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。</p>

● 古墳群周辺近隣商業地区



行 為		認定基準(古墳群周辺近隣商業地区)
建築物の形態意匠の制限	一般基準	<p>(地形・自然特性に関する基準)                      緑や水を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、建築物の建つ場所の地形や古墳の緑・水、背景となる山並み、河川の対岸等からの見え方などの自然特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(歴史・文化特性に関する基準)                      歴史・文化を感じられる古市古墳群と調和した景観形成に向けて、古墳や古墳と隣接する街道沿いの伝統的まちなみや寺社などの歴史・文化特性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>(市街地特性に関する基準)                      緑豊かな落ち着いたある古市古墳群と調和した景観形成に向けて、緑化などにより潤いが感じられるものとし、住宅地においては落ち着いた形態意匠にするとともに、地域の拠点となる鉄道駅前や幹線道路沿道などにおいては、にぎわいの創出に寄与する節度ある形態意匠とする。</p>
	通り外観	<p>(ア) 古市古墳群への眺望や、周辺建築物のまちなみとの連続性に配慮した配置・形状とする。</p> <p>(イ) 道路に面する敷際は、周辺の敷地、道路との連続性の確保や、ゆとりと潤いのある空間の創出につながるように配慮するとともに、古墳の緑に配慮し、植栽と調和した外観意匠とするなど、地区における緑のなじみ及び連続性並びに安全面等に配慮する。</p> <p>(ウ) 敷際の塀・フェンスなどについては、周辺の景観や植栽との調和に配慮し、色彩は著しく派手なものとししない。</p> <p>(エ) 高層建築物においては、古市古墳群からの眺望への影響が少ない配置・形状とする。</p>
	意匠	<p>(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠とししない。</p> <p>(イ) 長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をするとともに、背景となる古墳に配慮する。</p> <p>(ウ) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、歩行者がにぎわいを感じられる景観形成に配慮した建築物の形態意匠とする。</p> <p>(エ) 高層建築物においては、過度な装飾を避け、背景となじむよう、古墳群からの眺望に配慮した建築物の形態意匠とする。</p>
	色彩	<p>(ア) 地域の景観特性を把握した上で、古墳群との調和に配慮しながら、歩行者がにぎわいを感じられる景観形成に配慮した色彩を基本とするとともに、高層建築物の中・高層部に古墳群の眺望と調和した色彩を配置するものとする。</p> <p>(イ) 外壁及び屋根等の基調となる色彩は、背景となる古墳と調和し、かつ著しく派手なものとししない。</p> <p>※別表3の色彩基準を遵守すること。</p>
	付帯設備等	<p>附属建築物や建築設備は、原則、敷地の外から見えない場所に配置する。やむを得ず見える場所に配置する場合は、古墳の見通し、眺望に配慮の上、植栽による修景や建築物若しくは塀と一体化するなどにより、見苦しくならないような工夫をする。</p>

## 別表 3 色彩基準

**【大規模建築物】** ※建築物の高さが 15 m を超える建築物又は建築面積が 1,000㎡ を超える建築物

○外壁のベースカラーについては、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。

**色彩基準(外壁基本色)**

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 4 以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 3 以下
- ③ その他の色相の場合、明度 6 以上 彩度 2 以下
- ④ 無彩色の場合、明度 6 以上

※ JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
 ※サブカラーとは外壁基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
 ※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

**【中規模建築物及び小規模建築物】**

※中規模建築物：大規模建築物に該当するものを除き、建築物の高さが 10 m を超える建築物又は建築面積が 300㎡ を超える建築物

※小規模建築物：大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しない建築物

○外壁のベースカラーについては、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するものとし、下記の色彩の範囲とする。

**色彩基準(外壁基本色)**

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※ JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

○アクセントカラーを用いる場合は、外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。

### 別表3 色彩基準(続き)

#### 【屋根】

○屋根の色彩は低明度低彩度とするなど、周辺の景観や壁面と調和するものとし、下記の色彩の範囲とする。

##### 色彩基準(屋根基本色)

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以下 彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以下 彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以下 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以下

※ JISのマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

#### 【門・塀】

○門・塀に用いる色彩は、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮するとともに、建築物の外壁と調和したものとし、下記の色彩の範囲とする。

##### 色彩基準(門・塀基本色)

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※ JISのマンセル表色系による

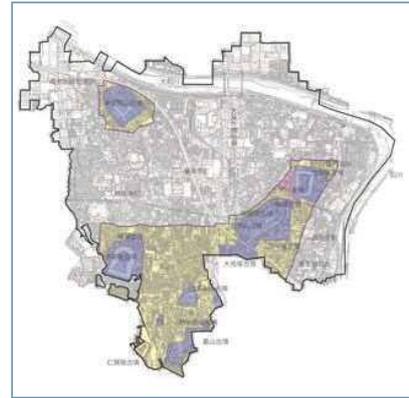
○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

## ②-1 景観計画による届出対象行為

工作物については、景観法第 16 条第 1 項第 2 号に基づく届出とし、対象とする行為は下表のとおりです。

景観法第 17 条第 1 項に基づく変更命令等の対象とする行為(特定届出対象行為)は、法第 16 条第 1 項第 2 号に基づく届出対象行為とします。



届出の対象となる行為		届出の対象となる規模	
		古墳近傍地区	古墳群周辺住居系地区 古墳群周辺近隣商業地区
法第 16 条第 1 項第 2 号により届出が必要な行為	工作物の新設、増築、改築、移転 大規模の修繕、大規模の様式替又は、外壁の色彩に係る外観の過半の変更	高さが 2 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等	高さが 15 m を超える煙突、鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ、物見塔等
		高さが 2 m を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等	高さが 15 m 又は築造面積が 1,000㎡ を超える擁壁、垣、さく、自動車車庫等の用途に供する工作物、石油、ガスその他これらに類するものを貯蔵する工作物、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設の用途に供する工作物等
		建築物に設置する場合で、その高さが 2 m を超え、かつ建築物との合計高さが 10 m を超えるもの	建築物に設置する場合で、その高さが 10 m を超え、かつ建築物との合計高さが 15 m を超えるもの
		高さが 5 m を超える高架道路、高架鉄道、横断歩道橋その他これらに類するもの 幅員が 12 m 以上、又は延長が 30 m を超える橋梁、こ線橋その他これらに類するもの	
法第 16 条第 1 項第 3 号により届出が必要な行為	都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為	開発区域面積 500㎡以上	
法第 16 条第 1 項第 4 号により届出が必要な行為	土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積 1,000㎡以上	
	木竹の植栽又は伐採	面積 1ha を超えるもの	
	屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積 1,000㎡以上	

## ②-2 景観計画による景観形成基準

届出対象行為に関する景観形成基準は、次のとおりとします。

行 為		景観形成基準	
工作物（高架橋、橋梁を除く）の基準	工作物の外観	色彩	外観等の基調となる色彩は、背景となる古墳と調和し、かつ著しく派手なものとし ない。 ※高さが15mを超えるものは、別表4の色彩基準を遵守すること。 高さが15m以下のものは、別表5の色彩基準を遵守すること。
		外壁	長大な壁面等は、適切な緑化や分節等により、単調にならないような工夫をする とともに、背景となる古墳に配慮する。
		意匠	(ア) 地区の景観になじまない、著しく突出した意匠としない。 (イ) 古墳と調和した工作物のデザイン向上に努める。
	敷地内の緑化	(ア) 敷地内には、緑を適切に配置する。 (イ) 古墳の緑に配慮し、敷地の際に緑を適切に配置する。 (ウ) 緑の配置に際しては、古墳の緑に配慮し、地区における緑のなじみ及び連 続性並びに安全面等に配慮の上、植栽する樹木の位置、種類及び形状並び に壁面緑化その他の緑化手法等を検討する。	
橋、工作物（高架橋、橋梁）の基準	工作物の外観	色彩	周辺景観に調和した色彩となるよう配慮する。
	意匠	(ア) 周辺景観に調和した意匠となるよう配慮する。 (イ) 排水管等は見えにくい位置に配置するよう工夫する。	
広告物	広告物に関する事項		広告物は必要最小限に抑え、建築物や区域の景観との調和に配慮する。
	屋上広告物		屋上広告物は、山並みや古墳の緑の眺望の保全に配慮するとともに、建築物と一 体性のあるデザインとなるように工夫する。
	突出看板		突出看板は敷地内に収め、複数の看板はコンパクトに集約するように工夫する。
開発行為		できる限り現況の地形を生かし、長大なり面又は擁壁を要しないよう配慮する こと。ただし、やむを得ない場合、のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、区 域の植生と調和した緑化を図ること。また、擁壁は素材、表面処理の工夫、前面 緑化等により、区域の環境及びまちなみとの調和に配慮すること。	
土地の形質の変更		(ア) 整然と採取又は伐採を行うとともに、前面の緑化等により区域の景観との 調和に配慮すること。 (イ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景 を行うこと。	
木竹の植栽又は伐採		(ア) 区域の景観を損なわないよう、目的に応じて必要最小限の伐採に努めるこ と。 (イ) 既存の高木及び樹姿の優れた樹木はできるだけ残すよう努めること。 (ウ) 行為を終了した箇所から速やかに区域の植生と調和した緑化等により修景 を行うこと。	
物件の堆積		(ア) できる限り道路、公園等の公共の場から目立ちにくい位置及び規模とする こと。 (イ) 高さをできるだけ低くするとともに、整然とした集積又は貯蔵とすること。 (ウ) できる限り道路、公園等の公共の場から見えないよう、区域の景観との調 和に配慮した植栽又は塀等で遮へいすること。	

別表4 色彩基準

- 計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外観等については、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

#### 色彩基準(外観基本色)

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以上 彩度4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以上 彩度3以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以上 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以上

※ JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 外壁各面で 1/3 以下の面積でサブカラーとして使用する場合  
※サブカラーとは外壁基本色に対し、補助的に用いるトーンの近い色彩であり、基本色との調和に配慮すること。
- 外壁各面で 1/20 以下の面積でアクセントカラーとして使用する場合  
※アクセントカラーとは、外壁の表情に変化をつける場合等に用いる強調色であり、サブカラーの面積と合計して 1/3 以下とすること。
- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
- 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
- 地区計画等において色彩基準を設ける場合

別表5 色彩基準

- 計画に当たっては、地域の景観特性を把握し、周辺のまちなみや自然との調和を考慮した色彩を基本とすること。
- 外観等については、樹木の緑と調和し、落ち着きが感じられ、水や緑等の存在や周辺のまちなみ景観を妨げないように配慮し、下記の色彩基準を基本とすること。

#### 色彩基準(外観基本色)

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※ JIS のマンセル表色系による

○ただし、次に掲げるものはこの限りでない。

- 着色していない石材、木材、土壁、レンガ、金属材、ガラス材等で仕上げた場合
  - 市長が、地域の魅力向上につながる施設として認める場合(公共又は公益的施設)又は機能上やむを得ない施設として認める場合
  - 地区計画等において色彩基準を設ける場合
- アクセントカラーを用いる場合は、外壁各面の面積に対し、できる限り小さい範囲で使用するものとし、緑豊かな古墳との調和に配慮しつつ効果的に使用する。

## 4 色彩基準範囲(外壁等基本色)

別表 1、2 参考表

### 【景観計画区域の色彩基準】

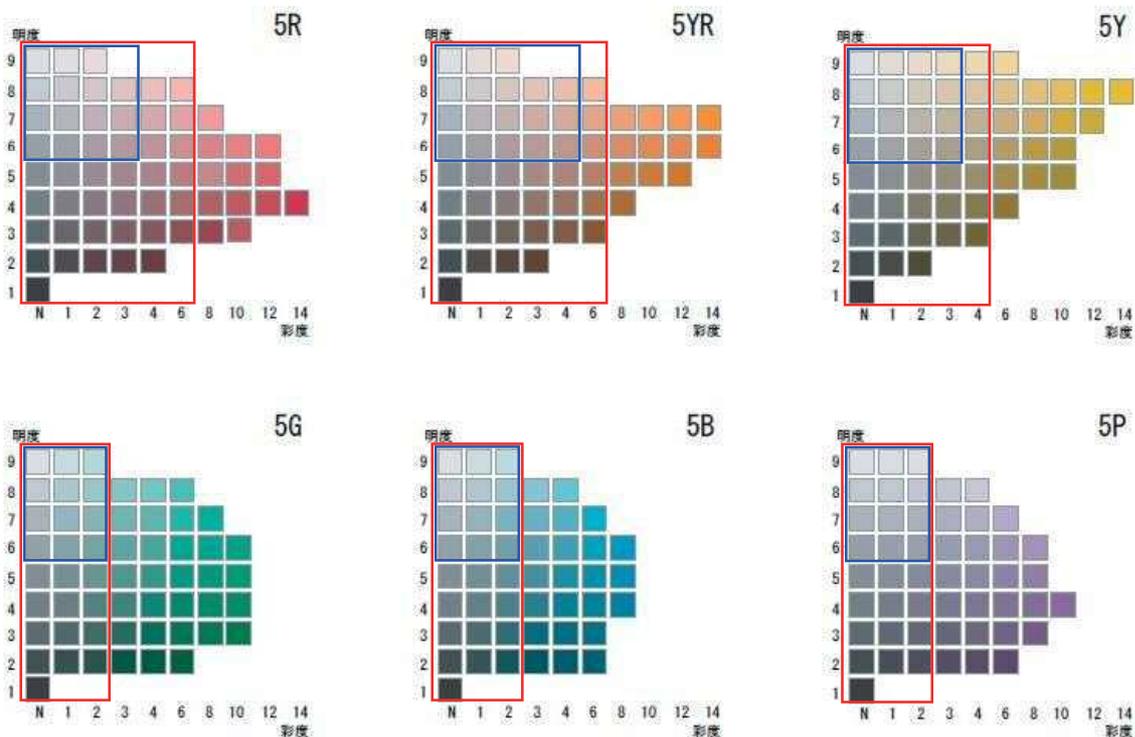
- ① R(赤)、YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※ JIS のマンセル表色系による

### 【景観形成促進区域の色彩基準】

- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以上 彩度4以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以上 彩度3以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以上 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以上

※ JIS のマンセル表色系による



外壁に使用してもよい色彩の範囲

■ 景観計画区域の色彩範囲

■ 景観形成促進区域の色彩範囲

※ 各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

別表 3 参考表①

**【景観形成地区の色彩基準】**

**【大規模建築物】**

※建築物の高さが 15 m を超える建築物又は建築面積が 1,000㎡ を超える建築物

- ① YR (橙) 系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 4 以下
- ② R (赤)、Y (黄) 系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 3 以下
- ③ その他の色相の場合、明度 6 以上 彩度 2 以下
- ④ 無彩色の場合、明度 6 以上

※ JIS のマンセル表色系による

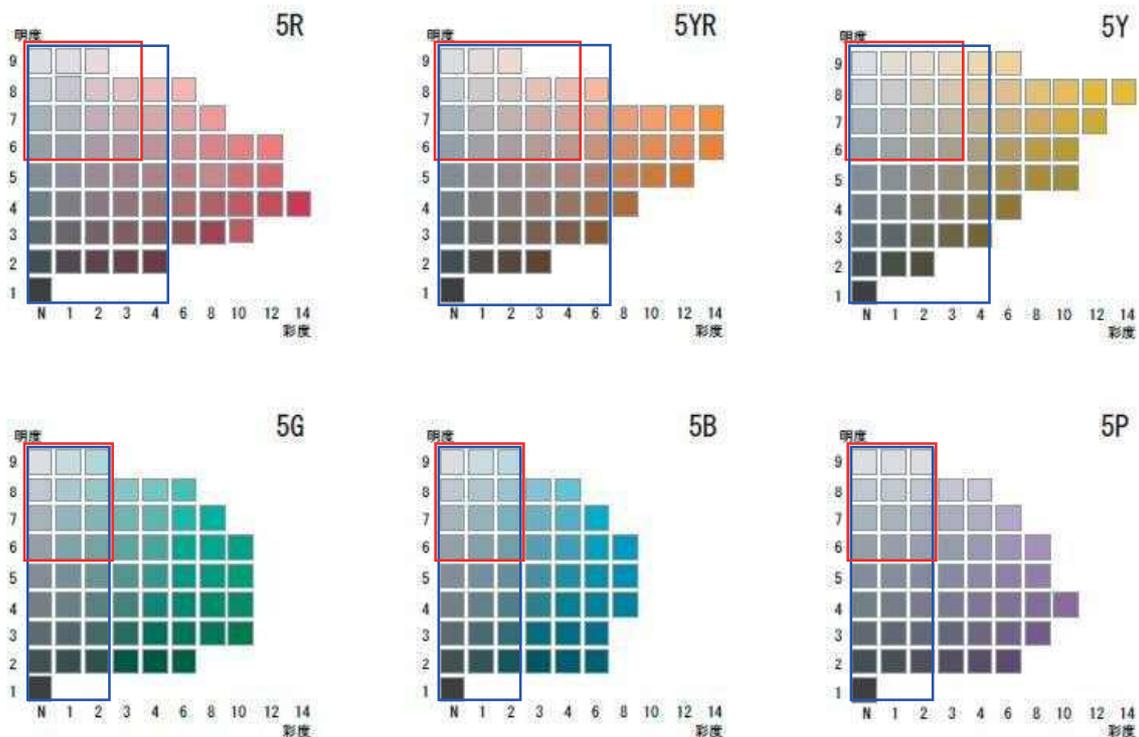
**【中規模建築物及び小規模建築物】**

※中規模建築物：大規模建築物に該当するものを除き、建築物の高さが 10 m を超える建築物又は建築面積が 300㎡ を超える建築物

※小規模建築物：大規模建築物及び中規模建築物のいずれにも該当しない建築物

- ① YR (橙) 系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② R (赤)、Y (黄) 系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※ JIS のマンセル表色系による



外壁に使用してもよい色彩の範囲

■ 大規模建築物の色彩範囲

■ 中規模建築物及び小規模建築物の色彩範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

別表3 参考表②

【景観形成地区の色彩基準】

【屋根】

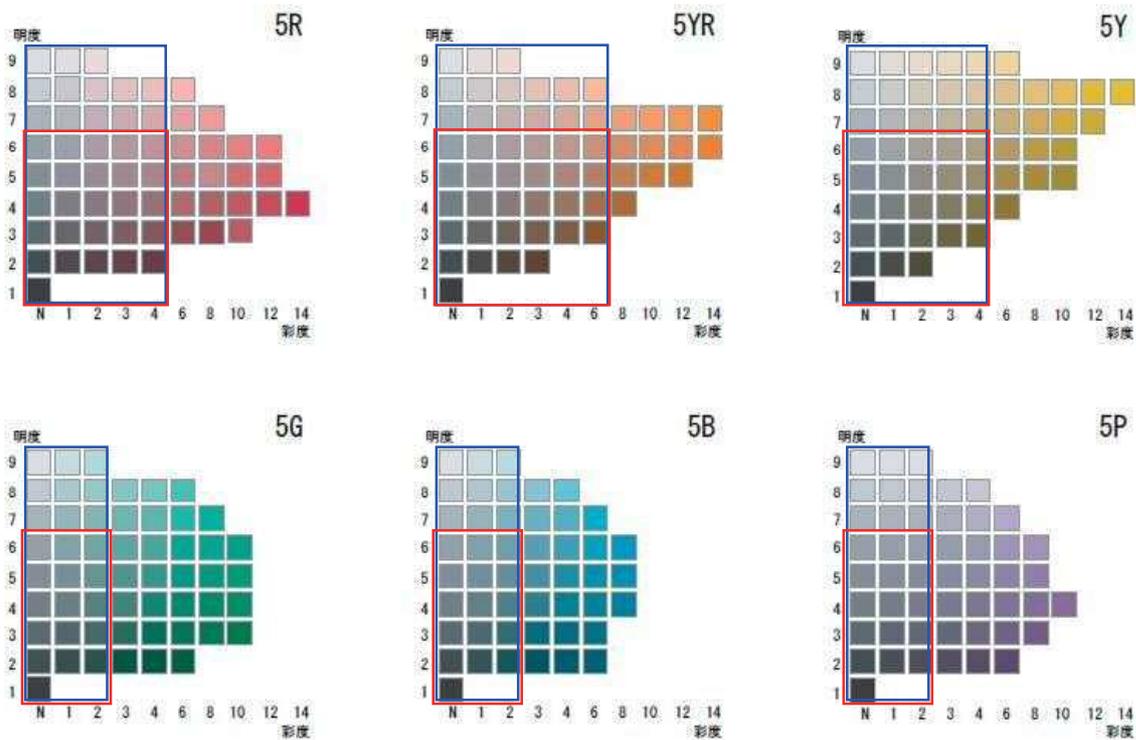
- ① YR(橙)系の色相の場合、明度6以下 彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度6以下 彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、明度6以下 彩度2以下
- ④ 無彩色の場合、明度6以下

※ JIS のマンセル表色系による

【門・塀】

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度6以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度4以下
- ③ その他の色相の場合、彩度2以下

※ JIS のマンセル表色系による



屋根及び門・塀に使用してもよい色彩の範囲

■ 屋根の色彩範囲

■ 門・塀の色彩範囲

※各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

別表 4、5 参考表

**【工作物の色彩基準】**

**【高さが 15 m を超えるもの】**

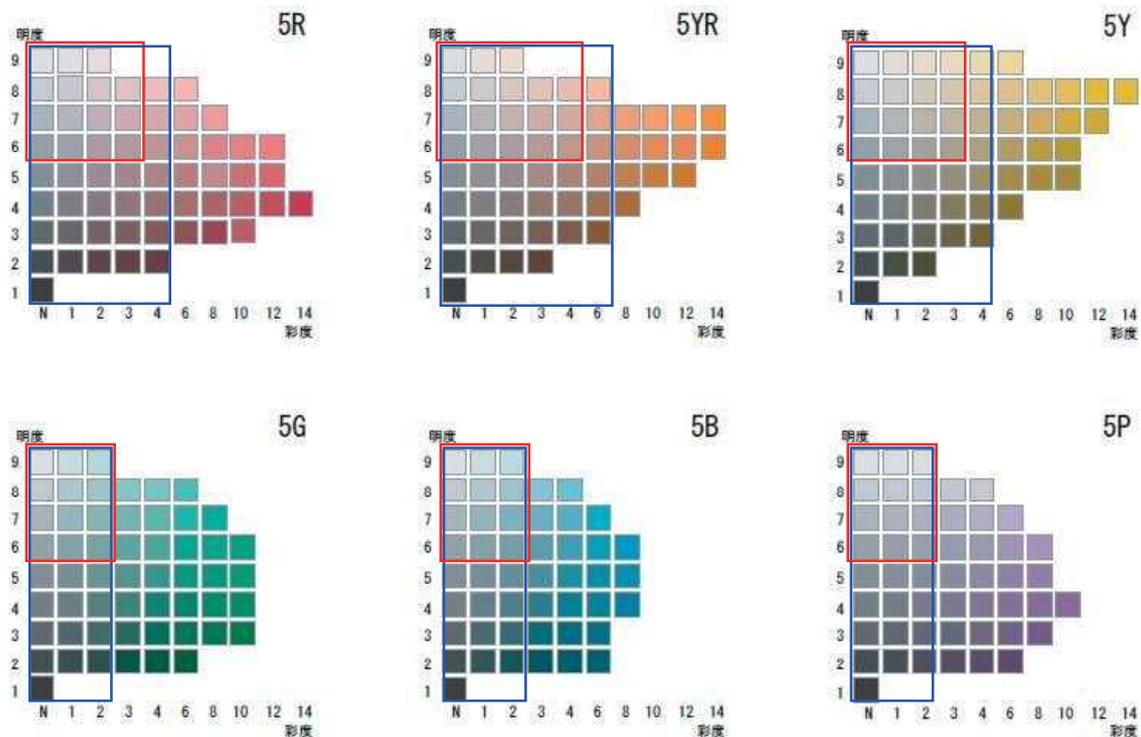
- ① YR(橙)系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 4 以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、明度 6 以上 彩度 3 以下
- ③ その他の色相の場合、明度 6 以上 彩度 2 以下
- ④ 無彩色の場合、明度 6 以上

※ JIS のマンセル表色系による

**【高さが 15 m 以下のもの】**

- ① YR(橙)系の色相の場合、彩度 6 以下
- ② R(赤)、Y(黄)系の色相の場合、彩度 4 以下
- ③ その他の色相の場合、彩度 2 以下

※ JIS のマンセル表色系による



外観に使用してもよい色彩の範囲

□ 高さが 15 m を超えるものの色彩範囲

□ 高さが 15 m 以下のものの色彩範囲

※ 各色相の代表色を示したものであり、また、印刷によるもので正確な色彩ではないため、実際の色はマンセル国際標準色票等により確認してください。

## 第8章

# 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針(法第8条第2項第3号関係)

景観法第8条第2項第3号の規定に基づく景観重要建造物及び景観重要樹木は、以下の指定方針に該当するものについて、所有者の意見を聴いた上で指定します。

### (1) 景観重要建造物の指定の方針

---

- ①地域の良好な景観を特徴づけている建造物
- ②歴史的、文化的又は建築的に価値のある建造物
- ③市民に親しまれている建造物

### (2) 景観重要樹木の指定の方針

---

- ①地域の景観を特徴づけている樹木
- ②地域の自然、歴史、文化的に価値が高いと認められる樹木
- ③市民に親しまれている樹木

## 第9章

# 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項(法第8条第2項第4号関係)

屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については、大阪府屋外広告物条例に委ねることとし、良好な景観の形成に関する方針との調和に十分配慮します。

なお、屋外広告物の表示・設置は、藤井寺市らしい景観に与える影響が大きいことから、無秩序な掲出の抑止とともに、本市独自の規制・誘導を推進していくため、本市屋外広告物条例を検討します。

## 第10章

## 景観重要公共施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第4号関係)

本市の公共施設(道路・河川・橋梁・公園・公共建築物など)は、良好な景観形成に向けて非常に重要な役割を担うものであり、とりわけ景観形成地区内においては建築物等の厳しい規制による誘導と合わせて公共施設においても周辺の景観との調和に配慮した整備が求められることから、下記の公共施設について、施設管理者との協議・調整の上で、合意の得られたものを順次景観重要公共施設に指定し、周辺の良好な景観と調和した公共施設の整備を行うものとします。

- ・ 景観形成地区内に位置する公共施設のうち、特に景観形成上重要なもの
- ・ 景観の骨格やシンボルとして多くの人の目に触れ、市の景観形成上重要なもの

